

ザクセン・フォークトランドに
おける自由主義

——1820／30年代のカール・ブラウンとプレス，
協会活動を題材に——

的 場 か お り

目 次

はじめに

第1章 1820年代のザクセン自由主義とライプツィヒ大学

- (1) ザクセン史におけるプレスの意義
- (2) ライプツィヒ大学と「ジュスト・ミリュール」の自由主義
- (3) ブルシェンシャフトと大学の変質

第2章 ザクセンの立憲化とプレス『フォークトランド誌』

- (1) ザクセンの立憲化
- (2) 結節点としての『フォークトランド誌』
- (3) 刑事訴訟手続における公開制・口頭制

第3章 ブラウエン・ポーランド支援協会と自由主義

- (1) ポーランド問題とヨーロッパの自由主義
- (2) ブラウエン・ポーランド支援協会とブラウン
- (3) ブラウエン自由主義者の革命観

第4章 フォークトランド・プレス支援協会と裁判闘争

- (1) プレスの自由の保障とプレス支援協会の創設
- (2) フォークトランド・プレス支援協会と2つの規約案
- (3) 解散命令と裁判闘争
- (4) フォークトランド・プレス支援協会裁判にみる問題点

おわりに

キーワード：ザクセン王国，自由主義，ブルシェンシャフト，
プレスの自由，結社の自由

はじめに

ザクセンは中世から19世紀初頭にかけてドイツ地域の書籍出版業の中心であった。書籍出版業の隆盛はザクセンに経済的な繁栄をもたらしただけでなく、新しい政治思想の普及と受容にも大きな役割を果たした。そしてこの隆盛に寄与したのがライプツィヒの大学と書籍見本市であり、18世紀のライプツィヒは「啓蒙市民の中核」と呼ばれた。⁽¹⁾

しかし19世紀に入るとザクセンはいくつかの転機を迎える。1848年革命までの期間でいえば、ナポレオンの下で選帝侯国から王国へ昇格した1806年、ウィーン体制に基づく領土の大幅な割譲とドイツ同盟への加盟を経験した1815年、そして最大の転機は立憲化を果たした1831年である。この立憲化を支えたのが自由主義の思想や運動であり、いわゆる初期自由主義は後の三月革命の立役者でもある。従来の初期自由主義研究は西南ドイツや北ドイツ、ライン地域に関心が集中し、それらの研究成果は思想史、経済史、社会史の各分野で枚挙にいとまがない。それに比して、ポール K. H. Pohl が指摘するように、ザクセンの自由主義に関する研究の蓄積はこれまで十分であったとはいえない。⁽²⁾ そこで、長くプレスを通して新しい政治思想の窓口であったザクセンでは自由主義がどのように展開したのかを、ザクセンを取り巻く環境が変動する1820年代から1830年代にかけてのタイムスパンで検証することが本稿の課題である。そしてプレスとともに思想普及のツールとして登場した各種の結社も考察の対象とする。

この課題に取り組むにあたり、ザクセンの自由主義者を代表するアレクサンダー・カール・ヘルマン・ブラウン A. K. H. Braun (1807~68年) (以下では、特に断りのない限りにおいては「ブラウン」もしくは「カール・ブラウン」は「カール・ヘルマン・ブラウン」を指す) の活動を素材として用いる。彼を取り上げるのは、プレスや協会での活動を経てラント議会第二院議員となったという歩みが自由主義者のキャリア形成の典型であると考えられるためである。しかしながらブラウンに関する先行研究は

決して豊富ではない。従来ブラウンを知る手掛かりはもっぱら人物事典であるといっても過言ではなく、その事典での説明は、まずラント議会第二院議員や市民層出身初の首相、司法大臣としての政治活動、次に刑事訴訟手続改革への精力的な取り組みという2点に終始している⁽⁴⁾。そのような中で、豊富な史料を用いてはじめて詳細なブラウン研究を展開したのがビーダーマン Y. Biedermann⁽⁵⁾ である。この研究で特筆すべきは、従来はほとんど顧みられることのなかった法律家としてのブラウンのキャリアに言及したことである。しかし、この言及も刑事訴訟手続改革の出発点を法律家時代に求めてのことであったという意味では、ビーダーマンもまた刑事訴訟手続改革の推進者としてのブラウンに多大な関心を寄せたということを示している。ビーダーマンの著書の4分の3が結局はブラウンのラント議会での活動記録に割かれてはいるものの、議員となる以前の法律家としてのブラウンに着目したことは大きな成果である。

それに対して本稿では、ブラウンが議員活動を始める前段階、つまり1830年代初頭におけるプレスや各種協会での彼の活動に焦点を当てる。第一に、彼が故郷フォークトラントで参加したプレスや協会を検証することは、彼の政治活動の出発点を探求するという意味でも、そして彼の政治思想の形成過程を詳らかにするという意味でも、欠かせない作業であるからである。第二に、彼がプレスや協会を舞台に自由主義的な活動を展開した1830年代前半は各種の自由を保障したザクセン憲法が制定される一方で、他方ではドイツ同盟による自由主義への弾圧が強化される時期にもあたる。この時期のザクセンにおける自由主義を検証することで、ザクセン王国とドイツ同盟という2つの主体がプレスおよび協会対策の場面でいかなる関係に立ったのかを解き明かし、一加盟国と同盟との重疊的な権力関係を可視的なものになりたい。

第1章では、ブラウンの政治思想の形成に大きく寄与したライプツィヒ大学を、第2章では、帰郷後彼が当地の自由主義者たちと協働ではじめて関わったプレス活動を、第3章と第4章では、そのプレスと密接に結びついて設立された2つの協会を検証する。ブラウンの活動を軸にこれらを検

証することで、激動期のザクセンにおける自由主義の特徴と変遷を説明するとともに、ザクセン王国ならびにドイツ同盟という2つの次元で展開された法制の観点からプレスや結社の自由をめぐる攻防の実態を明らかにする。

第1章 1820年代のザクセン自由主義とライプツィヒ大学

カール・ブラウンは1807年、ザクセン南西部フォークトランドのブラウエンで裁判官兼弁護士の父カール・ハインリヒ・ブラウン K. H. Braun の次男として生まれた。彼は1824年から27年までライプツィヒ大学で法学を専攻した後、故郷ブラウエンに戻り弁護士ならびに裁判官として活動する一方、他方では当地の自由主義者たちとともにプレスや協会活動を積極的に展開した。その後は自由主義者の代表格としてラント議会第二院議員に選出され、「法律家としての見識と自由主義的反対派としての調停能力」を持って三月内閣を組閣したブラウンであったが、ビーダーマンはその内閣を「可能な限りすべての政治勢力と合意しながら改革を断行するという独自の要求のために挫折した」と評している⁽⁶⁾。

本章では、ブラウンの政治思想の淵源を探求するために、彼が法学を学び学生生活を送ったライプツィヒを取り上げる。ライプツィヒはザクセンにおけるプレスと大学の中核である。1820年代のこの都市を舞台に、一方でいかなる政治思想や運動が展開したのか、他方でウィーン体制の下でプレスや大学はいかなる変容を遂げたのかを考察し、その只中に身を置いた学生ブラウンへの影響を明らかにする。

(1) ザクセン史におけるプレスの意義

ザクセンを取り巻く環境はブラウンが誕生した19世紀初頭に大きく変化した。まずは1806年の神聖ローマ帝国の解体である。帝国の解体によってザクセンはナポレオンの下でライン同盟の構成国となると同時に、選帝侯国から王国へと昇格を果たした。ライン同盟時代のザクセンにはフランス

法制が施行されたものの、プロイセンやバイエルンのような上からの近代化改革は実施されなかった。このザクセン王国を決定的に後退させたのは、解放戦争とそれに続くウィーン体制である。というのも、最後までナポレオン側についたザクセンはウィーン会議の中で領土の半分を喪い、二大強国オーストリアとプロイセンに挟まれる中規模ラントへの転落を余儀なくされたからである。⁽⁷⁾

しかし国王フリードリヒ・アウグスト 1 世 (1750~1827年) やその弟アントン (1755~1836年) はなお国家改革に消極的であり、枢密内局のトップを務めるアインジューデル D. v. Einsiedel もまた18世紀への回帰を目指す政治を貫いた。この旧態依然とした「貴族主義的な特権国家」⁽⁸⁾の変革に立ち上がったのが開明的な貴族や市民層である。彼らは啓蒙思想や革命思想、自由主義思想を拠り所に国家の改革を志向した。そして新時代を切り拓くこれらの思想の浸透に多大な貢献をした一つが中世以降のザクセンで隆盛を極めた書籍出版業である。

書籍や雑誌といった出版物、すなわちプレスはザクセンにとって2つの観点で重要である。第一に、プレスを通じて知のネットワークが整備された点である。たとえばイギリスやフランスの啓蒙思想や文学はライプツィヒのプレスを介してドイツ全土に、そして東欧や南欧にまで拡がった。⁽⁹⁾そして世紀転換期、すなわちフランス革命期からライン同盟時代には、革命思想や自由主義思想が同様にプレスを通じてザクセンに浸透した。これらの思想は市民層のイデオロギーと化し、国家改革を推進する原動力となった⁽¹⁰⁾。つまりプレスは、近代という新しい時代を切り拓き担うことになる市民層の形成に寄与すると同時に、国境を越えてドイツのみならず、ヨーロッパ各国の同志を結合するネットワークの構築に寄与したのである。知のネットワークは、1820年代のプルシェンシャフト、30年代の協会 Verein の活動に際して大きな成果を上げることになる。そして自由主義や立憲主義を唱えるこれらの活動にとって、ザクセンの緩やかな検閲体制が比較的に有利に作用したことも看過してはならない。⁽¹¹⁾

第二は経済的観点であり、書籍出版業はザクセンに大きな経済的利益を

もたらした。書籍出版業は中世以来、鉱山業や繊維織物業、ガラス・磁器製造業と並んで、ザクセン選帝侯国の財政基盤を支える一つの柱であった。この発展の背景には、大学と書籍見本市をもつライプツィヒを中心マーケットが成立していたこと、ドイツ語で書かれた書籍の出版が多数を占めたこと、他国に比べて検閲が厳格ではなかったためにザクセンでの出版が好まれたこと、そして何より、国家自体が、特に七年戦争（1756～63年）後、経済復興の手段として優遇したことなどが存する。その結果として1820年頃にはドイツで流通する書籍の3分の1がライプツィヒで印刷されるまでに発展した。⁽¹³⁾

しかしウィーン体制が成立すると、君主主義と復古主義に基づくドイツ同盟は1819年、いわゆるカールスバートの決議を行い、反体制的な思想や運動の担い手たるプレスと大学に対する監視を開始した。⁽¹⁴⁾ プレスに関しては20ボーゲン（320頁）以下のものはすべて事前検閲の対象とされ、厳しい統制が図られた。財政的観点から書籍出版業が上げる収益を優先して比較的緩やかな検閲を実施していたザクセンであったが、同盟を率いる二大保守国オーストリアとプロイセンの圧力を受け、1830年代以降は検閲の強化に舵を切らざるをえなくなった。⁽¹⁵⁾ 他方で大学に関しては、学生のブルシェンシャフトや秘密結社の活動、教員の教授活動に対する厳重な監督がドイツ同盟諸国に義務づけられ、同盟の安寧や秩序を乱す活動や陰謀を捜査、監視する委員会がマインツに設置された。これらについては後述する。カールスバートの決議はもちろん、ザクセン王国のプレスと大学の中核であるライプツィヒを大いに動揺させた。ブラウンが学生生活を送ったのはまさしくこのような激動の1820年代であった。

(2) ライプツィヒ大学と「ジュスト・ミリュール」の自由主義

1409年創立のライプツィヒ大学はドイツ地域ではウィーン大学、ハイデルベルク大学に次いで古い歴史を有し、神学部、法学部、哲学部、そして医学部を擁した。スコラ哲学や人文主義が隆盛を極めた16世紀までは、ギリシア語やラテン語、ヘブライ語などの原書が求められ、ライプツィヒ市

内の出版業者は学者と協働し膨大な古典教材を出版した。また、1682年にはドイツ初の学術雑誌『学術論叢 Acta Eruditorum』がライプツィヒ大学教授メンケ O. Mencke, ライプニッツ G. W. Leibniz によって出版された⁽¹⁷⁾。1711年のドイツ語による授業の解禁⁽¹⁸⁾を契機にドイツ語の出版物が急増したりするなど、ライプツィヒの書籍出版業は右肩上がりの成長を続けた。18世紀末から19世紀初頭にかけては、フランスの革命思想や立憲主義、自由主義がプレス同様大学を通じてザクセンに受容され、改革派の理論的支柱となった。このようにライプツィヒは、新しい思想や社会科学、自然科学の学問成果を集積し発信する知の拠点としての地位を確立したのである。そしてこの知の拠点はいうまでもなく、大学とプレスという2つの地盤によって支えられていた。

知の拠点の構築に対し、大学教授が果たした役割もまた大きい。⁽¹⁹⁾1793年から1813年まで法学部正教授の座にあったエアハルト C. D. Erhard (1759～1813年)は老舗の読書協会「ジャーナル協会」の活動に携わったり、国家学を教授する結社を創設したりするなど、⁽²⁰⁾思想の普及や教養市民層の育成に尽力した。とりわけ18世紀半ばから世紀末にかけて全盛期を迎えた読書協会は、その土地の聖職者や教師、官吏などが会員に名を連ね、知のネットワークとして機能した。⁽²¹⁾また上級宮廷裁判所顧問官でもあったエアハルトは1810年以降、宮廷司法顧問官ティットマン K. A. Tittmann (1775～1834年)とともに、刑事訴訟も含めた刑典編纂作業に尽力したことで知られる。⁽²²⁾他にもラウ C. Rau (1744～1818年)は1786年から1818年まで法学部正教授として教鞭をとる傍ら、ライプツィヒやフランクフルトで発行される新聞に多数の評論を投稿するなど、旺盛な執筆活動を展開した。

ブラウン在籍当時の法学部を代表する人物として、裁判史や訴訟法を担当した法学部長ビーナー C. G. Biener (1748～1828年)、ビーナー説に則った訴訟法、教会法を担当し、ドイツ同盟体制諮問委員やラント議会議員を務めたクリーエン K. Klien (1776～1839年)、ドイツ私法、レーエン法、刑事法、ザクセン法、ドイツ史など多岐にわたる分野を講義したヴァイゼ C. E. Weiße (1766～1832年)、そしてローマ法全般を担当し、著名な法学

者を輩出する法律協会⁽²³⁾を創設したオットー K. E. v. Otto (1795～1869年)などが挙げられる。ブラウンが在籍した期間のシラバスを概観すると、訴訟科目の多くは民事訴訟に関わるものであり、刑事訴訟を学ぶ機会はほとんど与えられていないことが判明する。しかし彼が30年代後半からラント議会で刑事訴訟手続の整備に専心したという事実を考慮すれば、彼の関心を刑事訴訟手続に向かわせる何らかの契機がその後にあったものと推察できよう。

ライプツィヒ大学法学部は学問教授の場にとどまらず、判決団としての機能も有した。というのも、ザクセンでは1574年以来、都市裁判所などの下級裁判所は、ライプツィヒ大学法学部もしくはライプツィヒ参審裁判所 Schlöppenstuhl のいずれかを選択し問い合わせることができたからである。実際に19世紀初頭の法学部では年間4000を超える案件に対応した年もあり、11人の教授が平均して1日に1案件を扱わねばならないなど多忙を極めた。46年に教授業務と裁判業務との分離がなされるまで、教授たちは学問に費やす時間を奪われるほどの忙しさであった⁽²⁴⁾。しかしこのことは、当時の裁判や司法行政に大きな影響を及ぼす力をライプツィヒ大学の法学部が有していたことを物語っている。

その法学部と並んで知識人の政治思想に影響を及ぼしたのは、哲学部の教授たちである。ブラウンの政治思想の形成を考究する上では、哲学や政治学、国家学をリードした同学部教授のクルーク W. T. Krug (1770～1842年)⁽²⁵⁾とペーリッツ K. H. L. Pölitz (1772～1838年)⁽²⁶⁾への言及は不可欠である。彼らは1820年代に中部ドイツで展開した「ジユスト・ミリュー *juste milieu* の自由主義⁽²⁷⁾」を代表する学者であり、啓蒙主義とカント哲学の影響を受けながら健全なる中庸を志向した。

「カントの後継者」と称されることの多いクルークは1805年ケーニヒスブルク大学からライプツィヒ大学に転任し、ブラウン在籍当時は哲学部長の役職にあった。彼は研究・教育活動や大学行政のみならず、ザクセン憲法制定前の身分制議会ではライプツィヒ大学代表を、33年以降はラント議会第一院議員を務めるなど国政にも精力的に関与した。クルークは国家体

制の硬直化を批判し、特に国家と教会の分野における自由主義の実現とザクセンの立憲化を要求している。その彼の自由主義が「ジュスト・ミリュール」を冠するのは、自らの政治的立場を両極の中間に置くからである。彼は自著の中で、一極に急進的自由主義 Ultraliberalismus, ジャコバン主義, サン＝キュロット主義, 急進主義, カルボナリ主義 Karbonarismus を、もう一極に急進的王党主義, 非自由主義 Illiberalismus, 隷属主義 Servilismus, 反啓蒙主義を位置づけ、両極とも暴力的な措置を講じて妥当しようと欲する点で類似していると説く。急進的な自由主義と急進的な反自由主義、すなわち暴力をともなう革命と反革命が相互に否定を繰り返すことは悲劇的であると批判し、それら両極を斥けたのである。⁽²⁸⁾

次にペーリッツは、歴史的観点からヨーロッパ各国の経済や法律、国家制度、政治を論じ、1828年には雑誌『歴史・国政術年報 *Jahrbücher der Geschichte und Staatskunst*』を創刊した。彼は一般的に、君主主義と代表制立憲主義との調和を重んじる人物として理解される。⁽²⁹⁾ その理由は、彼の理論が一方では君主制原理の維持を義務づけるウィーン体制に合致し、他方では立憲化を求める市民層に理論的支柱を提供したからである。その意味でペーリッツは、1810年代に立憲化できないままウィーン体制に組み込まれたザクセンの立場、そしてその内部で湧き上がる立憲主義、自由主義に対する渴望という二面性を体現した学者といえよう。

しかし彼ら二人の政治思想において最も肝要であるのは、体制の転覆を図る革命ではなく改革を志向するという共通点を有していたことである。クルークもペーリッツも伝統的な社会と近代社会との調和を目的とし、革命を否定する。彼らのこの政治理念は講義や自著のみならず、ザクセン政治の場でも具現化された。それはフランス七月革命に端を発した1830年のライプツィヒ騒乱への対応である。騒乱勃発当時ライプツィヒ大学長であったクルークは、市参事会が解体されるといち早く学生たちに護衛部隊の編成を命じた。この護衛部隊は、有産市民層から組織されたコミューン護衛隊 *Kommunalgarde* とともに騒乱の鎮圧に尽力したのである。⁽³⁰⁾ ジュスト・ミリュールの自由主義者たちは下からの革命ではなく上からの改革を期待し、

それらの改革に協力するという意味では国家との協働、ときには妥協の道を選択したのである。

以上のように、ライプツィヒ大学の教授は大学での教育・研究活動にとどまらず、ザクセンの司法や政治、国家改革に対して積極的にコミットする存在でもあった。学界、政界をリードする教授たちの政治思想はまだ年若いブラウンの思想形成にインパクトを与えたのである。

(3) ブルシェンシャフトと大学の変質

次に、大学を取り巻く環境ならびに大学それ自体の変質の検討に移ろう。変質の主要な契機はドイツ同盟によるカールスバートの決議である。ライプツィヒ大学もまた、自由な教授陣からなる自治的で自律的な大学から、上からの統制に服する国家の大学へと変質せざるをえなくなった。ブラウンが在籍した1820年代半ばの大学はまさにその変質の只中にあった。

大学を変質させたカールスバートの決議の一つ、「大学の観察において講じられるべき措置に関する暫定的な同盟決議 Provisorischer Bundesbeschuß über die in Ansehung der Universitäten zu ergreifenden Maßregeln⁽³¹⁾」, いわゆる大学法から考察を始めよう。大学法に基づき、大学監視の中心的役割を担う特別全権委員の設置が各同盟国に義務づけられた。特別全権委員とはラント君主から全権を委任された人物で、大学所在地に居住し、教授と学生を常時監視する任務を遂行した。任務の具体的内容は、現行の規則や規律・規定が厳格に施行されているかを監視すること、教授が講義で見せる思想を注意深く観察すること、学問や教授方法には直接的介入することなく、学生の将来にとって有益な指導を教授に行うこと、そして、学生が人倫性や善良な秩序、行儀を身につける上で役立つあらゆることに対して絶えず注意を向けることであった（同法1条）。1820年3月8日、ライプツィヒ大学にも特別全権委員設置に関する通達が出され、ライプツィヒ警察長官ラケル L. E. v. Rackel（1766～1820年）がこの職に就いている⁽³²⁾。

同様に大学を変質させたもう一つの決議は、「複数の同盟国で発覚した

革命的策動を詳細に捜査するための中央官庁の設置に関する決議 *Beschluß betreffend die Bestellung einer Centralbehörde zur nähern Untersuchung der in mehreren Bundesstaaten entdeckten revolutionären Umtriebe*⁽³³⁾である。これにしたがい設置されたマインツ中央捜査委員会は祖国の自由と統一を求め急進化した運動を捜査対象とし、最大のターゲットとされたのがブルシェンシャフトである。ブルシェンシャフト研究者であるレオンハルト H. Leonhardt が表現したように、1820年代は、ブルシェンシャフトがマインツ中央捜査委員会によって「後を付け回され付きまといわれ⁽³⁴⁾」時期であった。

1818年6月創設のライプツィヒ大学のブルシェンシャフトは、最盛期には約400名の会員を抱え、ドイツ屈指の組織と規模を誇る学生組合へと成長した。このブルシェンシャフトもほぼ毎年、家宅搜索や事情聴取、逮捕、起訴の対象となり、ライプツィヒに学ぶブラウン自身もその様子を書き記している⁽³⁵⁾。ところが捜査や起訴はザクセン政府の主導ではなく、マインツ中央捜査委員会やプロイセン、オーストリア両政府からの指示に端を発するものが多く、しかも大学当局による処分はたいてい人道的で寛大であった⁽³⁶⁾。逮捕された学生は放校や諭告退学、禁足処分、戒告処分などに処されたものの、ブルシェンシャフトは解散しても即座に「読書協会」や「フェンシング協会」と看板を変え、自由主義的・愛国主義的な精神を脈々と受け継いでいった。

しかし、年々強まる外圧の中でザクセンのブルシェンシャフト対策が大きく転換したのが、ブラウンが学生生活を送る最中の1825年である。同年3月に始まったマインツ中央捜査委員会による最大規模の捜査は、ブルシェンシャフト大会が1821年に極秘開催されていたという容疑に基づくもので、ライプツィヒのブルシェンシャフトもまた重要な捜査対象であった⁽³⁷⁾。3月18日には全権委任委員の下にブルシェンシャフト捜査に専従する特別捜査委員会が設けられ、大学側からは法学部教授クリーエンと大学法律顧問リュERING Rühling の参加が認められたにすぎなかった。上級裁判所裁判官でライプツィヒ刑事・警察合同庁長官のエンデ K. H. K. F. v. Ende が全権委

任委員に着任して以降、ブルシェンシャフトと大学への監視は強化された。続く3月21日には「秘密学生結社への参加者を公職から排除することに関する命令⁽³⁸⁾」が出されるなど、25年を契機に反体制的な学生に対する処分の厳格化が確実に図られたのである。

学生や教授の監視を名目に、国家による大学への介入と監視を強化する大学改革は1830年3月以降さらに加速する。この改革を擁護したのが大学長クルークであり、彼は学長を頂点とするヒエラルキーの構築を志向した⁽³⁹⁾。学長を頂点に据えた大学評議会への教授の組み入れ、国家が任命する委員を含む大学行政委員会の設置、そして大学財産の国有化などが図られ、組織的にも財政的にも大学の自治や特権は次第に失われていった⁽⁴⁰⁾。こうして今や大学は国家の管理の下に置かれる他律的な組織であることが形式的にも実質的にも明白になったのである。

ブラウンは激動の20年代半ばに、プレスと大学を通して形成された知の拠点ライプツィヒで学んだ。ブラウンはこの都市で、自由な言論や出版、学問、そして政治思想の流布や政治活動の機会が損なわれていく状況を直接に経験した。同時に彼はこの都市で、ザクセンの現行法制を学ぶ中で訴訟法や裁判制度の抱える問題にも直面した。しかし他方では当時の政治思想界に大きな影響を有した「ジュスト・ミリュール」の自由主義に触れ、また、自由と統一を求めて何度でも立ち上がるブルシェンシャフトの運動を目の当たりにもしている。ここに、続く1830年代初めにブラウンがプレスや協会を通して、自身の自由主義思想を展開していく原点が見出せる。

ブラウンが学業を終え帰郷した1827年、国王の交代があったものの、現状維持の保守的な政治路線は変わらなかった。しかし経済的な観点から見れば、20年代後半はマニュファクチュアが本格的に展開する時期にあたり、市民層が自由な労働や営業の保障を主張し始めた。彼らは営業の自由や職業選択の自由の保障、国家主導の産業振興といった経済改革のみならず、中には、憲法の制定と国民代表の召集、議院内閣制などの国制改革を模索するものも現れた⁽⁴¹⁾。こうして30年を迎える頃には、停滞する政治体制と伸

長する経済界という両者の溝はもはや埋めがたいものになっていた。

第2章 ザクセンの立憲化とプレス『フォークトランド誌』

郷里ブラウエンに戻ったブラウンはその地で法律家としてのキャリアをスタートさせた。彼は父の下で実務経験を積んだ後、自らの法律事務所を開き、弁護士として、また各地の管区で裁判官として働き始めた。⁽⁴²⁾彼の帰郷後ほどなくして、1830年フランスで七月革命が勃発した。その余波を受けザクセンで勃発した騒乱は自由主義的な枢密顧問官リンデナウ B. v. Lindenau を首相に、王太子フリードリヒ・アウグストを摂政に起用した新体制を創出した。この下で国王アントンは10月5日、「国制と行政における徹底的な改善」を公約し、1831年9月4日にはザクセン王国憲法が制定されるに至る。⁽⁴³⁾

ようやくの立憲化の達成と自由主義的な気運の盛り上がりを背景に、1830年以降、自由主義や立憲主義はブルシェンシャフトに代わる新たな表現の場を見出した。その場こそ協会である。協会は政治的な主張や目的を前面に押し出すことなく結成され、その門戸を学生や知識人以外にも開いているという特徴を有した。ブラウンもまた、いくつかの協会に所属し、協会の機関誌的役割を担うプレスの発行にも携わるようになった。本章ではまず、ブラウンのプレス活動から検討を始めよう。

(1) ザクセンの立憲化

ブラウンはブラウエンへの帰郷後、自由主義的で改革を志向する同志とともにグループを形成した。この事実からもブラウンはライプツィヒ大学での学びを通して、自由主義を受容していたことが明らかになる。このグループには、後に第二院の自由主義勢力を率いるディスカウ J. O. H. V. Dieskau, トット K. G. Todt, そしてハウスナー H. A. Haußner, 弁護士カンツ E. Kanz, ギムナジウム教師フィードラー M. H. A. V. Fiedler, 神学者ギュンネル J. G. Günnel, 商人ライベルト C. G. Leippert, 市参事会員も務

めた商人で工場主のベラー F. L. Böbler, ブラウンの義兄弟シュタインベルガー K. A. Steinberger らの名前が確認されるように、⁽⁴⁴⁾ 法律家や学者、教師といった教養市民層に加え、商人や工場主に代表される経済市民層が集った。

さて、ブラウンの協会やプレスにおける活動を検討する前提として、ザクセンの立憲化がこれらの活動にいかなる作用を及ぼしたのかを把握しておかねばならない。

ザクセン憲法は第3章で「臣民の一般的な権利および義務」を規定している。まず、憲法典には結社や集会の自由を定めた条文はない。同時代の他国の憲法、すなわちバイエルンやバーデン、ヴェルテンベルク、ヘッセンなどいずれの国の憲法においても結社や集会の自由への言及は見られない。ようやくこれらの自由が登場するのは1849年のドイツ帝国憲法、いわゆるフランクフルト憲法である。帝国憲法は、平和的かつ非武装で集会をする権利（161条）や協会を設立する権利（162条）を明文で保障し、帝国権力の箇所では、基本権として保障されたこれらの自由を帝国権力が侵害してはならないと明記した⁽⁴⁵⁾（59条）。

他方でプレスに関しては、ザクセン憲法35条が「プレスならびに書籍業に関する問題は、同盟法の諸規定と濫用対策に配慮しつつも原則としてプレスならびに書籍業の自由を認める法律にしたがって規律される」と定めている。それまでのザクセンでは、1812年8月10日ナポレオンの下で出された命令（以下、12年命令と略す）⁽⁴⁶⁾が効力を有していた。この命令は国家主導での検閲体制・行政の整備を目指したにもかかわらず、検閲担当者への通達が概略的な内容にとどまったため、検閲が担当者の解釈や恣意に左右されるという不徹底さが目立っていた。そのような中で憲法35条に基づき暫定的なプレス法として公布されたのが、1831年9月10日の「福音派正枢密顧問官命令 Erlaß der evangelischen wirklichen Geheimen Räte」と「検閲官のための通達」⁽⁴⁷⁾（以下、31年命令ならびに31年通達と略す）である。これらは、憲法が保障する思想の自由、表現の自由を制約するには合理的な理由が必要であると規定することで、従来見られた検閲官の恣意を

排除し、検閲官の許可基準を明確化する内容であった。つまり、「自由を濫用しているがゆえに制約せざるをえない」と判断される要件が通達により具体的かつ明確に告知されることで、保障される自由の範囲が確定されたのである。しかしあくまでも31年命令は暫定的なものであり、確定的な「プレス行政に関する命令 Verordnung über Verwaltung der Presspolizei」と「検閲官のための一般通達 Allgemeine Instruction der Censoren」（以下、36年命令ならびに36年通達と略す⁽⁴⁸⁾）が出されるのは36年10月13日のことである。

プレスや協会への規制はむしろ外からもたらされた。それは1832年6月28日と7月5日の「ドイツ同盟における法的な安寧秩序の維持のための措置に関する同盟決議⁽⁴⁹⁾」である。カールスバートの決議によって一度はプレスや大学における反体制的な思想が封じられたに見えたが、それらの思想は1830年をきっかけに再び息を吹き返した。何よりドイツ同盟を驚愕させ上記の決議へと至らしめたのが同年5月末に「自由なプレスを支援するためのドイツ祖国協会」（以下、ドイツ・プレス支援協会と略す）が開催したハンバッハ祭である。決議では、政治的内容を扱う20ボーゲン未満のプレスは各国政府の事前の許可を必要とすることと、同盟国はプレスに対する規制措置に必要な規則を制定することが命じられ、この要請はザクセン国内におけるプレス法制定作業を急がせることとなった。しかしプレス法案をめぐるラント議会での審議はその後も膠着状態が続き、結局は36年国王によってプレス命令が出されるというプロセスを辿ることになった。

1832年以降のドイツ同盟による監視強化はあったものの、ブラウンが自由主義的な協会活動に参加するにふさわしい環境が少なくとも30年代初めのザクセンでは整えられた。というのも、国家改革がスタートし、憲法の制定とラント議会の創設がようやく実現したからである。

(2) 結節点としての『フォークトラント誌』

ブラウンら自由主義者のグループはブラウエンやフォークトラントのみならず、国家や国民全体に関わるテーマを論じた。そして彼らの問題意識

や見解を広く表明するためのツールとして利用されたのが『フォークトランド誌 Blätter aus dem Voigtlande』⁽⁵¹⁾であった。その意味でこのプレスは、ブラウエンの自由主義者たちの結節点として機能した。

『フォークトランド誌』は、弁護士カンツの編集の下で、1831年3月30日から33年12月25日まで合計52号が発刊された週刊誌である。⁽⁵²⁾雑誌の目的は、国民生活や国家生活に関する問題を討議することで、政治的教養がいまだ欠落している人々に対し、政治を担う市民としての進歩を促すことであった。『フォークトランド誌』は「改革」による国民の解放、「改革」による国家の安定を目指し、国家改革によってより自由主義的、立憲主義的なザクセンの実現を求める論陣を張ったため、しばしば検閲や捜査の対象となることもあった。⁽⁵³⁾

ここから明らかとなるブラウンらのグループとその機関紙『フォークトランド誌』の特徴は、第一に、ローカルなテーマだけではなく国家全体や国家政治に関わるテーマを論じたことに、第二に、従来の情報伝達型のプレスから脱し、自由主義勢力と協働しながら眼前の政治へのコミットを深めたことにある。さらに第三の特徴は、「改革」があらゆる問題解決のための基礎に置かれたことである。ブラウエン自由主義者たちは、改革を追求することは「法に則った要求」であり、「新しい国家制度の構築はここでゆっくりとしか進展しない」と説く。⁽⁵⁴⁾不法な手段で性急に物事を変革することを忌避し、しばしば暴力をともなって展開する革命からは距離を置く。この政治姿勢は確かにクルークやペーリッツに代表される「ジュスト・ミリュール」の自由主義と軌を一にする。ブラウン以外にもディスカウ、トット、そしてカンツはいずれもライプツィヒ大学に学んだことが史料上判明していることから、⁽⁵⁵⁾クルークらの思想が彼らに一定の影響を及ぼしているといえよう。しかし、フランスやベルギー、ポーランド、北ドイツ諸ラントでの自由や統一を求めた革命や蜂起はブラウエン自由主義者たちに大きなインパクトを与え、彼らはリンデナウの下で開始された諸改革の不徹底さに不満を抱くようになっていった。

次に、このような思想的基盤をもつ『フォークトランド誌』ではいかな

る問題がどのように論じられたのかを検討する。この作業を通じて彼らプラウエン自由主義者たちの政治姿勢がより一層明確に捉えられるからである。

第一に、憲法については、誰もがこの法律の必要性を主張している。おりしも1831年9月にザクセン初の憲法典が制定されたこともあり、誌面でも新憲法への要望や期待が多く語られている。憲法はプレス⁽⁵⁶⁾の自由や学問の自由、信教の自由、法の前の平等など個々人の自由を保障するという観点から論じられるのはもちろんのこと、同誌の寄稿論文では、憲法は端緒についたばかりの改革をさらに推し進めるための基礎と位置づけられ、重要視されている。憲法の条文一文一文がこれから国家組織や法律を改革し整備していくための源である以上、この法典はきわめて大きな意味を有していた。つまり、「法に則った改革」を志向する自由主義者たちの拠り所であり出発点こそ、まさしくこの憲法典に他ならなかった。

第二に、その憲法に基づいて新設されたラント議会に関する議論を取り上げる。ラント議会について彼らはいささか保守的な立場を表明する。というのも、まず、国王の裁量の余地がきわめて大きい第一院と選挙に基づく第二院から構成される二院制を承認する。その上で、第二院議員の選出方法については2つの方向性が見られる。⁽⁵⁷⁾一つ目は、1831年6月15日の『フォークトラント誌』で確認できる、すべての公民に選挙権を与える普通選挙を求めるものである。しかしその後はもっぱら二つ目の方向性、すなわち、財産と教養を備えた市民層に有利な制限選挙が提唱されている。確かに、土地所有者のみが選挙資格を独占したり、財産に基づく制限選挙が「国民代表に不可欠な思慮や能力を奪った」りすることがあってはならないとの注文もつけるが、制限選挙を支持する論調が支配的であった。背景には、急速に経済的にも社会的にも勢力を伸ばしてきた経済市民層への期待と配慮がある。31年7月6日には、「今日の国家の力が拠って立つ」のは「産業経営者や商業市民層」であり、彼らの活動は多様で無限の実体的支援を提供する根源であると論じられている。⁽⁵⁸⁾『フォークトラント誌』と関係の深い協会においても、経済市民層である商人や工場主の参加が見

られることから、彼らの利害を反映する制限選挙が選択されることは不思議ではない。この点においてプラウエンの自由主義は、一方では資本主義的な大企業家の影響力を拒否したツヴィッカウの『Die Biene』とは異なり、他方では、同様に経済市民層が中心となって制限選挙を支持したライン自由主義に通底するところがある。プラウエン自由主義のこの特徴は、プラウエンを含むフォークトランドがザクセンの中でも先進的な工業地帯であったことも大きく作用している⁽⁵⁹⁾。このようにザクセンでは地域による自由主義のバリエーションがあることがわかる。したがって、従来顧みられることの少なかったザクセンの自由主義については、他のドイツ諸国の自由主義と比較することはもちろんだが、ザクセン国内の差異にも着目しながら、今後さらなる検証と精査が必要である。

第三に、国政に責任をもつことのできる公民の創出が種々の改革と結びつけて主張される。まずは、農業改革による公民の創出が課題とされた。彼ら自由主義者にとって農業改革は、単に生産力を上げるといった経済的な観点から追求されるのではなく、農民の解放、農民による権利、自由の獲得に重点を置くものであった。ザクセン農業の近代化の前提として、領主裁判権や賦役の廃止、土地所有権の獲得などを含むレーエン制の廃止とともに、農民の人格の自由の回復が主張された⁽⁶¹⁾。つまり、農民の解放は経済的にも人格的にも自律した公民の創出につながると考えられたのである。そして公民の創出にとって欠かせないもう一つの改革の柱が教育である。いまだ政治的教養が欠落している人間を国政に参加できる公民に陶冶するための初等教育、中等教育の整備が提言される⁽⁶²⁾。プラウエン自由主義者たちは教育に対する国家の責任を明確にし、教育行政への教会の介入を完全に斥けた⁽⁶³⁾。しかし教育問題は学校や教師の整備といったハード面だけではなく、解放的な思想の普及を阻む検閲問題、教育への国民の関心や時間を奪いかねない国家や領主による過大な負担問題といった問題とも深く関連しているため、他の国家改革と同時並行して実施されねばならなかった。その意味でも、国家全般にわたる改革の必要性が改めて強く認識されることになる。

第四に、商工業・産業改革についてである。先述の農業改革とは異なり、これらの改革では経済的財政的利益をいかに確保するのかが重視されている。ウィーン会議後のザクセンは領土の割譲や荒廃によって甚大な損益を被った。加えて大陸封鎖が解除されるとザクセンは先進資本主義諸国、とりわけイギリスとの熾烈な競争に晒され、『フォークトランド誌』では、プロイセン主導の関税同盟への加盟、国家主導での産業の育成、そして鉄道業の振興などが提示されている⁽⁶⁴⁾。やはりこの背景にも、フォークトランドがザクセン有数の工業先進地域であったことがある。経済市民層もブラウエンの自由主義者グループに名を連ねており、それだけにイギリスとの競争は彼らにとって死活問題であった。したがって商工業・産業分野では、国家のイニシアティブへの期待がより大きく、国家による条件整備や投資がより強く望まれるという特徴が確認できる。

(3) 刑事訴訟手続における公開制・口頭制

ブラウンと『フォークトランド誌』との関係を論じる上で重要なテーマとなるのが、司法制度改革である。裁判所の整備、種々の裁判特権の廃止、陪審裁判所の導入などの要求と並んで、審理の公開制・口頭制⁽⁶⁵⁾が雑誌では精神的に取り上げられている。ブラウンが40年代以降刑事訴訟手続の整備に専念する原点の一つがここに確認できよう。

前述のように、エアハルトとティットマンによる法典編纂事業の挫折とその後の停滞で、ザクセンでは依然として16世紀以来のルール、すなわち1532年の神聖ローマ皇帝カール5世の刑事裁判令、いわゆるカロリーナ法典と1572年のザクセン選帝侯アウグストの諸規約が妥当し、職権主義と糾問主義に基づく裁判が実施されていた⁽⁶⁶⁾。まず、カロリーナ法典は私訴を認めていたものの、無罪であった場合に私訴者は損害賠償を被告人に支払わなければならない、この場合に備えて私訴者は訴訟開始時から被告人に保証しなければならなかった。この結果として私訴は次第に減少し、審判者たる裁判官が職権で訴追することが常態化し、ここに職権主義が確立されたのである。次に、一定の証拠があれば必ず事実を認定するという法定証拠

主義が前提とされたことで、有罪判決を下すには、被告人自身の自白もしくは2人ないしは3人の証人による証明が必要とされた。このため被告人の自白採取が有罪宣告のための至上命題となり、拷問を容認する糾問主義の定着を招いたのである。18世紀には人文主義や啓蒙思想の影響を受け、イギリスやフランス、プロイセンなどでは糾問主義が廃止されていくにもかかわらず、ザクセンでは前近代的な訴訟手続が妥当し続けた。

まず、審理の公開制・口頭制の導入要請は、弁護士としてのブラウンのキャリアと密接に関連している。なぜならば、弁護人の果たすことのできる役割は非公開かつ書面による審理の下ではきわめて限定されているからである。したがってブラウンやカンツら『フォークトランド誌』の法実務家が審理の公開制・口頭制の導入に高い関心を寄せたことは自然なことである。次に、公開制・口頭制は被告人の人権を擁護するという観点から要請されるものでもあった。つまり、1831年ザクセン憲法が制定されたことをうけ、公開主義・口頭主義に基づいた審理の導入が被告人の人権に対する配慮からなお一層求められるようになったということである⁽⁶⁷⁾。この主張には、「自由なプレスを支援するためのフォークトランド協会 Voigtländische Verein zur Unterstützung der freien Presse」での活動のかどでブラウン自身が被告人となった経験も影響しているだろう。裁判ではブラウンの他にも、法律家のディスカウやカンツが有罪判決を受けている。協会ならびに裁判の詳細については後述するが、彼らはこの裁判を通して、申し立てた異議が悉く行政各局によって斥けられるという辛酸を舐めることとなった。このように、1830年代のプレスや後述の協会に関わる活動を通して獲得した2つの視座、すなわち、弁護活動の範囲の拡大ならびに拡充、被告人の人権の保障という2つの視座がブラウンを刑事訴訟制度の整備へと向かわせた⁽⁶⁸⁾。

従来 of ブラウンに関する記述では、刑事訴訟制度改革における功績が常に中核をなし、とりわけ1840年代以降の第二院議員時代、首相や司法大臣時代における彼の活動に関心が集中している。しかしながら彼の改革の原点は1830年代初頭の弁護士業務やプレス、ひいては協会活動での経験にあ

ることを看過すべきではない。まさに1830年代前半の活動こそ、刑事訴訟手続の整備という彼のライフワークの基礎をなしたといえよう。

以上のように、『フォークトランド誌』で扱われた問題を整理することから、プラウエン自由主義者たちはどの問題に対しても、革命ではなく法律に沿った形での改革を志向したこと、その改革においては国家が直接的にせよ間接的にせよイニシアティブを発揮することが期待されたことが明らかになった。同時に彼らは、その国家の政治に参加する公民の創出が喫緊の課題であると認識していた。つまり公民は、国政に参加し責任を全うするにふさわしい財産と教養を有しておらねばならず、そのような公民を生み出す法的、社会的、経済的環境の整備が改革の中で追求されたのである。

しかしもう一点明らかになったのは、ザクセンを代表するプラウエン自由主義は確かに「ジュスト・ミリュール」の自由主義を基盤に据えてはいるが、完璧に自由主義的な改革が遂行されることを強く望む勢力へと変貌しつつあったという事実である。彼らは、国家主導での改革に期待する一方で、その国家がその責任を十分に全うできない場合には、自らが国民代表として改革の完遂に当たるという心構えも持ち始めた。選挙法や司法制度の整備に関する提案や注文はまさにその表れである。この変質の背後には、近隣諸国で起きた革命や蜂起を目の当たりにして、彼らが緩慢とした自国の改革に不十分さを感じたことがあろう。そしてブラウンら自由主義者は『フォークトランド誌』というプレスに加え、ザクセン国内外の政治に対してより直接的かつ積極的に作用しうる協会へと、いよいよその活動の場を拡げていくことになる。

第3章 プラウエン・ポーランド支援協会と自由主義

確かに『フォークトランド誌』の論文の多くは匿名で執筆されているため、執筆者を確定することは残念ながらきわめて難しい。それに比してブ

ラウンの関与がより明確に確認できるのが、1831年12月に創設され彼が書記を務めた「援助が必要なポーランドを支援するための協会 Verein zur Unterstützung hilfsbedürftiger Polen」(以下、プラウエン・ポーランド支援協会と記す)である。同協会は、1830年にワルシャワで起こった11月蜂起⁽⁶⁹⁾の関係者や犠牲者への支援を目的とした組織であった。

この章では、1820年代のブルシェンシャフトに代わり、自由主義や立憲主義がその拠り所とするようになった協会に焦点を当てる。本章では、ブラウンが運営に携わったプラウエン・ポーランド支援協会を取り上げる。ブラウンら自由主義者が隣国ポーランドの問題にいかなるアプローチを図ったのか、協会という新たな表現形態はザクセンのみならずドイツ同盟の枠組みの中でいかに作用したのか、そして何より協会はプレスといかなる関係を構築したのかを検証する。

(1) ポーランド問題とヨーロッパの自由主義

11月蜂起は、ポーランドと歴史的に深いつながりをもつザクセンにとっては単なる隣国の問題という以上の意味を有した⁽⁷⁰⁾。ザクセンとポーランドとの関係は17世紀末にまで遡る。というのも、1697年カトリックへの改宗を選択することでザクセン選帝侯はポーランドの王座を手にし、その後二人のザクセン選帝侯がポーランド国王を兼ねるといふ歴史を有したからである。一度は王位を手放したが、1807年ナポレオンによってポーランドの一部にワルシャワ公国が建国されると、ザクセン国王フリードリヒ・アウグスト1世がその君主となった。公国にはナポレオンが口述した憲法とナポレオン法典が導入されたことで、封建的な伝統との妥協があったものの、個人の自由や平等といった概念が持ち込まれることになった。

11月蜂起の直接的な原因はロシアによる専制的な支配であった。ナポレオンの敗北後、1815年6月9日に締結されたウィーン議定書にしたがい、ポーランドはロシア、オーストリア、プロイセンによって再度分割され、1条は、ポーランド王国とロシア帝国はロシア皇帝がポーランド国王を兼ねる同君連合を形成することを規定した⁽⁷¹⁾。ポーランド王国には自由主義的

な憲法が欽定され、行政面では司法、国防、内務・警察、財務、宗教・公教育の五省が設置され、立法機関として二院制の国民代表議会在⁽⁷²⁾設けられた。しかし皇帝アレクサンドル1世の弟コンスタンチン・パヴロヴィチ大公が軍隊の指揮権を握り事実上の総督になると、大公は憲法の自由主義的原則を否定し、ポーランドの政府や国民代表議会から権力を奪取した。11月蜂起はまさしく「ロシアからの解放」、「ポーランドの領土統一」を目指した闘いであった。

11月蜂起を論ずる上で注目すべきは、この蜂起が単なるポーランド国内の問題に終始しなかった点である。義勇兵がヨーロッパ各国から集結したこと、ポーランドを支援する活動が各国で展開されたことは、ポーランドでの蜂起が自由主義思想や革命思想を共有するヨーロッパの人々にとって見過ごせない問題であること、つまり絶対主義や専制主義からの解放は今や全ヨーロッパ的な課題であると捉えられていたことを示していた。そしてこの姿勢は、1831年夏以降各地で創設されたポーランドを支援する活動に顕著に表れる。⁽⁷³⁾当初の支援活動は人道的で実体的な性格を有していた。したがって支援の内容も、支援物資や寄付金の送付、ポーランドへ向かう医師に対する経済的援助、亡命者受け入れを表明したフランスやベルギーへの亡命の手助けなどであり、個人の活動に負うところも大きかった。しかし支援の動きは次第に政治化し、11月蜂起を自国の政治の自由化を推し進める一契機と捉える協会が自由主義者たちを中心に組織され始める。⁽⁷⁴⁾またこれらの協会は、複数国にまたがる亡命ルートの整備などにもない相互連携を図るようになり、各国の自由主義者間の交流やネットワークの確立を促進した。中でもザクセンは、ポーランド支援を取り締まるプロイセンとオーストリアとの間に位置すると同時に、自由主義的な西南ドイツへの玄関口にあたることもあり、国内に創設された協会はポーランド支援において重要な役割を果たした。⁽⁷⁵⁾また、ザクセン各地で支援協会が精力的に活動しえた背景には、自由主義者である首相リンデナウがいち早くポーランド支持を表明したことがあった。⁽⁷⁶⁾

しかしながら、ポーランド分割を正当なものとするウィーン体制を否定

する11月蜂起は、ドイツ同盟の立場からすればおよそ承認できるものではない。ウィーン体制遵守という大義名分もさることながら、二大国がポーランド支援を弾圧する最大の要因は自国内での独立運動、愛国主義運動の阻止である。というのも、オーストリアはクラクフを、プロイセンはポズナンを、それぞれ事実上領有することで国内にポーランド人を抱えていたためである⁽⁷⁷⁾。さらに保守勢力の危機感を煽ったのが、フランスにおけるポーランド亡命者たちの急進化である⁽⁷⁸⁾。前述のように支援協会は相互連携を深めており、この急進的な思想が各地の支援協会を介して持ち込まれることはドイツ同盟にとっては体制そのものを転覆させるリスクを含んでいた。このような二大国やドイツ同盟からの外圧の下、次第にザクセンでもポーランド移民や亡命者たちへの監視が強化されるようになっていった⁽⁷⁹⁾。

(2) プラウエン・ポーランド支援協会とブラウン

プラウエン・ポーランド支援協会はザクセン国内の数ある協会の中でも、中心的な役割を果たした。その理由を以下の4つの観点から検討してみよう。

第一に、プラウエンの地理的重要性である。フォークトランド地方は、プレスや議会が中心となって最も精力的にポーランド支援を展開したバイエルン王国⁽⁸⁰⁾と国境を接し、またその中核都市プラウエンが西に向かう亡命ルート上に位置したためである。実にザクセンを経由した亡命者の4人に1人がプラウエンに滞在している事実⁽⁸¹⁾からも、この都市がもつ重要性を推し量ることができる。

第二に、プラウエン・ポーランド支援協会が他の協会よりも組織化されていたことがある。前述したように、支援はそもそも個々人の慈善的な活動から出発した。その後創設された協会の多くは協会とは名ばかりで、組織的に運営されるものとは程遠かった。しかし、プラウエン・ポーランド支援協会は自由主義者9人によって統率された組織であった。理事会は会長ベラー F. L. Böhrer, 出納係ライベルト, 書記ブラウンに加え、シュタインベルガー, ギュンネル, カンツ, ヘーニツヒ G. Hennig, ベラー

C. Böhler, ブリュックナー Brückner から構成された⁽⁸²⁾。特にブラウン、カンツ、ライペルト、ギュンネルの4人が他にもプレス発行や協会運営に関わる経歴を有していた事実を考慮すれば、組織運営の経験や能力を備えた人物が同協会に参加していたことは協会の組織化に有利に作用した。統率のとれた同協会はポーランド人亡命者や他の協会からの信頼も厚く、ザクセン内外の自由主義者や愛国主義者の拠り所となりえたのである。

第三に、プラウエン・ポーランド支援協会とプレスとの積極的な連携である。もちろん、プレスを利用するという動きは他の支援協会においても確認できる。ポーランド問題に関しては、特に地方のプレスが詳細なニュース配信を行うことで人々の関心を喚起したという事実からも、協会とプレスが相互依存の関係にあったことは明白である⁽⁸³⁾。しかしプラウエン・ポーランド支援協会に有利であったのは、単なるニュース伝達ではなく政治的な議論ができる週刊誌『フォークトランド誌』が身近に存在したことであり、ポーランド問題を各種の政治思想と結合させながら読者に発信することが容易であった。実際に『フォークトランド誌』は同協会の活動内容や協会会員の論文を掲載するだけでなく、ザクセン政府のポーランド支援情報まで提供するなど、ポーランド問題はザクセン国家全体に関わる問題であるとの視点に立って論じた。加えて編集長のカンツがプラウエン・ポーランド支援協会理事会の一員であったことも、同協会と『フォークトランド誌』との強い結びつきを可能にした。そしてブラウンも書記として記録を残したり文書を作成したりする業務を担当したことを鑑みれば、『フォークトランド誌』への記事の提供や投稿の機会も多かったと考えられる。

第四に、プラウエン・ポーランド支援協会は人道目的というよりは、政治目的を有する組織として運営された。この姿勢は1832年2月29日『フォークトランド誌』の記事によって裏づけられる。同協会がポーランドを支援する目的は、単に慈善的精神を見せる機会としてだけではなく、ザクセン国内における愛国主義を覚醒し専制主義や圧政に対する嫌悪感を広め、国民の間に厳格な法原理に基づいた自由に対する高い意識を呼び覚ますことにあると説明されている⁽⁸⁴⁾。プラウエン自由主義者が掲げた目的は、当時各

国の自由主義者たちに共通する理解、つまり11月蜂起を自国の問題に引き付けて捉えるという理解に合致していた。彼らが自由主義や立憲主義に支えられたポーランド蜂起を、復古主義や絶対主義を体現するロシアと対峙させたことはいうまでもないが、何よりも、11月蜂起による革新はザクセン国内でようやく始まった諸改革に刺激を与えるものとして歓迎されたのである。⁽⁸⁵⁾

これら4つのアベレージを持って、ブラウエン・ポーランド支援協会はザクセンの中でも重要な位置を占めた。ブラウンはこの協会活動を通して組織運営力を磨くと同時に、ポーランド蜂起とその支援を梃子に停滞するザクセンの国家改革を前進させる意欲を一層高揚させていった。

(3) ブラウエン自由主義者の革命観

ポーランド問題とブラウエン自由主義者との関係を論じるにあたり、一つの疑問が生じる。それは、ブラウエンをはじめザクセンの自由主義者たちは本来暴力的な革命を否定し法に則った改革を支持する勢力であるにもかかわらず、なぜ彼らがポーランドの11月蜂起を支持しえたのかという疑問である。11月蜂起はまさに暴力でもって現体制を転覆させ、ポーランドの独立を企てたものに他ならなかったにもかかわらず、である。

この疑問に対する答え、つまりブラウエン自由主義者たちの革命観を知る手掛かりになるのが、1831年12月14日と12月28日の『フォークトランド誌』⁽⁸⁶⁾である。この2つの号では、彼ら自由主義者が11月蜂起に先立って発生した1830年8月のベルギー独立革命をいかなる理由で容認したのかを知ることができる。

同誌は、ベルギー革命の原因がネーデルランドへの併合による政治的、文化的、宗教的、財政的苦境にあること、ネーデルランド国王がベルギーに対して何の譲歩もしようとしなかったことである以上、革命ならびに制定された憲法はともに正当なものであると説明し、革命を容認した。つまり、革命が国民の意思で実行された行動であること、そして自国の統治者に改革の準備や能力が欠落していることなど、一定の条件を満たした場合

には革命は正当な手段の一つであると理解されたのである。そして11月蜂起にあたり、ロシアの圧政下に置かれたポーランドにベルギーと同じ条件を見出した『フォークトランツ誌』は、ポーランド人による体制転覆を企図した蜂起をもまた支持しえたのである。将校から貴族、市民までがロシアから解放され独立を望む意思で行動したこと、そしてロシア皇帝兼ポーランド国王ニコライ1世が現状を変革する意思も準備も有していないことが確実である限りにおいて、今回の蜂起はやむをえない選択であった。

ここから明らかになることは、自由主義者たちはベルギーやポーランドと同じ条件を満たさないザクセンで革命を起こすことにはなお懐疑的であるということである。緩慢さはあるものの、自由主義者リンデナウの主導下で改革が進行しているザクセンにおいては、自由主義、立憲主義に基づく体制の実現と深化は改革の続行という形で実現すべきであった。しかし重要なことは、クルークやペーリッツのように暴力をとまなう革命を忌避するところからは一步離れ、革命や蜂起への寛容さがプラウエン自由主義者には見出されるようになったことである。その手段は革命と改革と違えど、プラウエン自由主義者とベルギーやポーランドの革命者・蜂起者はともに、国民の自由と権利の保障、自由主義、立憲主義理念の実現という点では共通したのである。彼らは革命や蜂起を否定の対象とするのではなく、それらのエネルギーを自国ザクセンの改革推進の弾みにしようと考えたのである。

最終的にドイツ同盟内のポーランド支援協会を解散に追い込んだのは、1832年6月28日、7月5日の「ドイツ同盟における法的な安寧秩序の維持のための措置に関する同盟決議」である。前述のようにこれらの決議の直接的な原因はハンバッハ祭であったが、7月5日の同盟決議2条では、政治目的をもつ協会の設立の禁止、その発起者ならびに参加者への罰則を含む規定の整備が各国に命じられた。プラウエン・ポーランド支援協会は約2年に及ぶ活動の後、33年12月に自主的に解散するという道を選択した。

第4章 フォークトランド・プレス支援協会と裁判闘争

この章では、ブラウンが創設・運営に関与したもう一つの協会、「自由なプレスを支援するためのフォークトランド協会 Voigtländische Verein zur Unterstützung der freien Presse」(以下、フォークトランド・プレス支援協会と略す)を考察の対象とする。

ブラウンが第一書記を務める同協会は1832年6月14日、ブラウエン・ポーランド支援協会のメンバー主導の下で創設されるという経緯をもつ。この創設の経緯からも、ブラウエン自由主義者たちがポーランド支援活動を通してプレスの機能や役割を評価し、ザクセンにプレスの自由を定着させる重要性を認識したと考えられる。その半面で、ドイツ同盟によるプレスや協会への統制が一層厳しさを増した。

このような時代背景の下で、フォークトランド・プレス支援協会はいかにしてプレスの自由を擁護し伸長しようと試みたのか、また、自由主義や立憲主義、愛国主義といった反体制的とみなされる思想をめぐって協会とドイツ同盟、ザクセン政府はいかに対峙したのかを明らかにすることが本章の課題である。

(1) プレスの自由の保障とプレス支援協会の創設

フォークトランド・プレス支援協会は、創設者であるブラウエン自由主義者5人をメンバーとする中央委員会によって運営された。すなわち、議長ディスカウ、議長代理カンツ、第一書記ブラウン、第二書記フィードラー、そして出納係ライベルトからなる中央委員会がブラウエンに設置され、法律家や神学者、教師、商人、工場主など約30名の市民層が協会会員に名を連ねたのである。⁽⁸⁷⁾中央委員会のメンバーのうち、ブラウン、ライベルト、カンツの3人はポーランド支援協会とプレス支援協会の運営を並行して担った。この重複は2つのことを意味する。一つは、円滑な協会運営の実現である。ポーランド支援協会でも実質的な事務局を担当した書記ブラウン、出

納係ライバルトがプレス支援協会でも同じ役職に就くことで、最初から実践的で実行力の高い協会運営が可能となった。もう一つは、自由主義的な活動を展開する中でプレスの果たす役割が再認識されたことを意味する。ポーランド支援における『フォークトランド誌』の活用が奏功する一方、他方ではドイツ同盟やザクセン政府からのプレスへの規制が厳しくなったのも事実である⁽⁸⁸⁾。そこで、ドイツ同盟規約⁽⁸⁹⁾やザクセン憲法に明記された「プレス⁽⁹⁰⁾の自由」の保障を目的とする協会の創設が望まれたのである。

プレスの自由の保障を目指して協会が結成される動きは全ドイツ的なものであった。つまり1830年以降、プレスを通じて自らが信奉する思想や政策を普及するという理念の下、フォークトランド・プレス支援協会と同種の組織が各地で設立されている。そしてこれらの組織の中核をなしたのがドイツ・プレス支援協会⁽⁹⁰⁾である。民主共和主義的体制下でのドイツ統一を目標に掲げる同協会はプレス⁽⁹⁰⁾を目標達成のための武器とみなし、発行するプレスを活動の原動力と理解した。しかし協会のこの急進的な姿勢が、ドイツの各種プレスが獲得しつつあった政治的影響力や機能を喪失させる原因になる。なぜならば、ドイツ・プレス支援協会が主催したハンバッハ祭を契機に出されたドイツ同盟決議がプレスや協会の政治的な影響力や機能を封殺したからである。この中でフォークトランド・プレス支援協会もまた、1832年6月の創設からわずか2か月で解散が命じられた。

(2) フォークトランド・プレス支援協会と2つの規約案

まず、フォークトランド・プレス支援協会のプロフィールを検証することから始めよう。同協会がいかなる組織であったのかは協会規約から解明できる。

その協会規約の策定をめぐる⁽⁹¹⁾2つの案が存在した。まずは、神学者ギュンネルが中央委員会の意向に基づき作成した草稿「全フォークトランドのためのプレス協会の理念 Ideen zu einem Preß-Verein für das gesammte Voigtland」である。草稿では、協会の目的は国民を自由主義的に啓蒙しそれに応じて国家政治に参加させることであり(第1点1項)、この目的を

達成するために、必要とあらば、禁書とされた書籍をも流通させる（第2点）と記されている。さらに、自由なプレスをドイツ同盟全体に普及するという目的達成のために、経済的な支援も含めてドイツ・プレス支援協会と連携すること（第1点1, 2, 4, 7, 10項, 第3点）にも言及がなされていた。また、協会創設の周知は『フォークトランド誌』によること（第5点）とされた。中でも禁書の流通とドイツ・プレス支援協会との連携という内容は、反体制的で急進的な協会の一面を表していた。特にドイツ・プレス支援協会は、君主政原理のみならず立憲君主政をも疑問視し、それに代わって人民主権と共和主義的な統治形態の実現を求めたため⁽⁹²⁾、ウィーン体制そのものを否定する勢力と解される存在であったからである。

もう一つの規約案は、第一書記ブラウンと第二書記フィードラーの手によるものである。彼らは、協会解散のリスクを回避するため急進的な内容は控えるという現実的な判断に基づき、ギュネル案を修正した。この修正によって、禁書の流通ならびにドイツ・プレス支援協会との連携に関する項目が削除されている。

最終的には中央委員会の決定にしたがい、ギュネル案を修正して完成したブラウン・フィードラー案が1832年7月18日の『フォークトランド誌』に協会規約として公表された⁽⁹³⁾。この規約によれば、協会の活動目的は、名が示す通り、自由なプレスの促進と普及を通して国民の啓蒙に貢献すること（1条, 2条）、プレスに関わる犯罪で刑事裁判にかけられた者を支援すること（1条, 3条）である。協会の運営については、五頭体制の中央委員会が担当する（4条）とされた。また同協会は各地に支部を設け（5条）、その設立は『フォークトランド誌』やプラウエン・ポーランド支援協会での活動実績のある人物を中心に進められた⁽⁹⁴⁾。フォークトランド地方には27の支部が設立された⁽⁹⁵⁾。

修正後に公表された規約の内容を鑑みれば、フォークトランド・プレス支援協会がいかにか当局による統制を危惧していたのかがわかる半面で、協会の主眼が当局の干渉を回避し協会活動を続行することにあつたのかが明らかになる。「協会を存続させ持続的に活動する」ために「法律に則った

手段のすべて」を駆使する⁽⁹⁶⁾とした点にも、合法的な改革を望むというザクセンの自由主義者たちの行動原理が作用していた。

(3) 解散命令と裁判闘争

自主解散を選択したプラウエン・ポーランド支援協会に対して、フォークトランド・プレス支援協会は解散命令と裁判闘争というプロセスを辿ることになった。

宗教・公教育省は、1832年7月18日『フォークトランド誌』に協会の規約が公表される前、つまり7月12日の段階で、協会と雑誌の企てを「明らかに許されていない」と評し、司法省は「ザクセン王国の立憲主義的な体制ならびにドイツ同盟の体制に対する大逆罪的な hochverrätherisch 傾向を有している」と判断していた⁽⁹⁷⁾。その根拠とされたのが7月4日の『フォークトランド誌』に掲載された23条からなる「信条」であったが、同号ではフォークトランド・プレス支援協会の創設も報じられている⁽⁹⁸⁾。ここで注目すべきは、事の発端が1831年の行政改革以降に検閲行政を統括した宗教・公教育省の評価であるという点である。そして宗教・公教育省を後押ししたのが7月21日の『フォークトランド誌』に対する検閲の実施を促す司法省の態度であった。ここまでの経過において重要であるのは、ザクセン政府が『フォークトランド誌』を足がかりにして、本丸であるフォークトランド・プレス支援協会に切り込む方法をとったことである。政府は、フォークトランド・プレス支援協会の禁止ないし解散という最終目的を達するために、まずは『フォークトランド誌』に掲載された「協会の」「信条」の内容を不適切として検閲することを命じ、その上で検閲に必要な同協会の関連施設や関係者への搜索を実行するという手順を追ったのである。

この手順にしたがい、早くも7月中に国家内務管理局 Landesdirektion⁽⁹⁹⁾から協会関係先への家宅搜索が命じられ、搜索は県知事 Kreishauptmannならびにプラウエン司法管区担当官 Justizbeamte の指揮の下で行われた。協会の創設者や会員に対する家宅搜索に加え、ディスカウ、ブラウン、カンツなど主要メンバーに対しては事情聴取も実施された。ブラウン宅への

搜索では、ディスカウのコメントが入ったギュンネルの協会規約案が押収されている。この搜索で採取された一連の証拠品は8月1日、宗教・公教育省の命令を受けてブラウエン市参事会からドレスデンの検閲官の下に回された。この検閲問題に関連してフォークトランド・プレス支援協会が受けた搜索の結果に基づき、協会活動を管轄する内務省は、「国王や議会が立憲主義的な生活を憲法に則って展開させるのを先取り」しようとする同協会の動きを国家に敵対的であるとみなし、8月4日、協会は国家内務管理局によって解散を命じられた。⁽¹⁰⁰⁾

内務省と搜索と解散に異論を唱える同協会との争いは、ブラウエン都市裁判所に刑事訴訟として提起されるに至る。内務省が起訴したのは、協会の中央委員会メンバーであるディスカウ、カンツ、ブラウン、ライペルト、フィードラーの5人と、規約案「全フォークトランドのためのプレス協会の理念」の作成者ギュンネルである。起訴の根拠は協会の解散根拠と同様であり、以下の3点であった。⁽¹⁰¹⁾まず、協会の創設自体がザクセンでは「許されていない」ということであり、この見解は宗教・公教育省や司法省によっても共有されていた。第二に、規約に掲げられた協会創設の目的が「国家に敵対的である」という点である。内務省は、規約1条と3条で定められた、プレスに関わる犯罪容疑で起訴されたり判決を言い渡されたりした者を支援するという協会の目的は法律に基づく刑罰権力への反逆であり、裁判官の権威を侵害し、刑罰目的と対峙する行為に他ならないとみなしたためである。第三は、ブラウン宅で押収されたギュンネルの規約案である。当局が問題としたのは公表された規約からは削除された2箇所、つまり、禁書の流通、そしてドイツ・プレス支援協会との連携に係る箇所であった。まず、出版を禁じられた書籍を入手し流通させる行為は反動を引き起こすことと理解された。次に、共和主義や人民主権をも標榜するドイツ・プレス支援協会との連携はザクセン王国のみならずドイツ同盟の体制をも転覆させる危険性を含む以上、到底認められるものではなかった。⁽¹⁰²⁾

それに対してブラウンら被告人側は自己弁護を展開し、その争点は以下の4点に整理できる。⁽¹⁰³⁾すなわち、協会創設の合法性、協会の目的の合法性、

ギュンネルの規約案の無価値性、そして搜索の違法性の4点である。

第一に、フォークトランド・プレス支援協会の創設が「許されていない」と判断されたことへの反証である。その根拠は、ザクセンにはこのような協会の創設や協会への加入を禁ずる法律や命令が存在しない以上、国家は解散を命ずることはできないということである。さらに、プレスの自由を支援する協会の創設それ自体がそもそも正当であると主張する。なぜならば、この正当性は1815年のドイツ同盟規約18条dから導出されるからである。つまり、「同盟関係にある諸侯ならびに自由都市は、ドイツ同盟加盟国の臣民に対して次の権利を保障することに同意した。(a～cは中略) d同盟議会は、その第1回会議においてプレスの自由ならびに複写物に対する著作者と出版者の諸権利の保障に関して一律的命令を制定することに取り組むものである⁽¹⁰⁴⁾」と定めた規約18条dはプレスの自由を保障しており、それゆえにプレスの自由の保障を求める協会の創設には法的正当性が備わっているというのである。この論法はバーデンのロテックらが同種のプレス協会への加入の自由と協会それ自体の正当性を主張する際に用いたものであり、ブラウンらもこれに倣った⁽¹⁰⁵⁾。

第二は、協会の目的の合法性である。内務省が反国家的であると判断した容疑者や犯罪者への支援はいかなる罪も構成しないと反論した。そもそも刑罰の軽減を目的に容疑者や犯罪者を支援する行為は「慈善活動の性格を有し」、従来からなされている以上、同協会の活動もまた、慈善という美德に基づくものであって犯罪行為に該当しないと主張された。そしてこうした刑罰の軽減のための支援は、法律家であるブラウンら被告人が普段の実務の中で採る手法を活用したとされる⁽¹⁰⁶⁾。たとえば、窃盗罪に問われた者に対する減刑を目的として、支援者が盗品を弁償することがある。ブラウンらはこの手法を用い、プレス犯罪に関与した人物への支援は犯罪行為には当たらないと主張した。

しかしこの主張はきわめて困難であろう。というのも、財物の弁償という支援によって罪が軽減されうるのは、被害者の損害が回復できたということを前提とする。ところが、プレス犯罪ではそもそも被害者が誰である

のか、被害者が被った損害を回復する支援とはいかなるものかは必ずしも明瞭ではない。というのもプレス犯罪の場合は、侵害された財物を弁償することで被害が回復される窃盗罪とは異なり、弁償すべき財物も相手も明確に定まらないからである。したがって、プレス犯罪と窃盗罪における被害者支援を同等に扱うことには根本的に無理があり、ブラウンらのこの主張は根拠薄弱といわざるをえない。

第三に、ギュンネルが作成した「全フォークトラントのためのプレス協会のための理念」の扱いについてである。協会側は、この規約案はあくまでも草稿であり敲き台にすぎず、正式な規約が公表された後にあっては無価値で考慮するに値しないと反論した。協会自身がこの規約案を何の価値ももたないとみなしていた証拠として、家宅搜索時のブラウンの行動を挙げる。というのも、家宅搜索に際してブラウンはこのギュンネル案を隠匿することなく当局に提出しているからである。無条件で搜索に応じたブラウンをはじめとする協会の対応こそ、彼らが違法行為を行っていないことの証明であると弁論したのである。

最後に、搜索自体の違法性である。第一、第二の論点が明らかにするように、フォークトラント・プレス支援協会の創設と同協会への加入を禁じたり罰したりする法規定が存在しておらず、また協会の目的には何の違法性もない以上、国家には同協会を家宅搜索する正当性や権限は存在しえないはずである。このような国家の恣意に対抗して個人の権利を守ることはすでにザクセン憲法が保障するところである。今回の協会への搜索は憲法の「司法の章」(45条～55条)に規定される自由や権利を侵害する行為に他ならない。したがって搜索自体が何の法的根拠もない不当なものである以上、搜索で得られた証拠もすべて法的効力はないとされた。ブラウンらは、この搜索は国家権力を笠に着た警察の嫌がらせであり、警察は「日常生活の枠をほんのわずかはみ出しただけでなほ何の罪もない自由な行動の中に罰しうることを周知のごとく見つけ出し、普通の幸せを夢見るおとなしい公民を投獄することを好む⁽¹⁰⁷⁾」と激しく糾弾した。

さて、この裁判を担当したのはブラウエン市裁判所であり、裁判官を務

めたのがハウスナーであった。ブラウエン自由主義者の一人に数えられるハウスナーは審理を引き延ばすなどして被告人たちに便宜を図った⁽¹⁰⁸⁾。しかしその結果として、国家司法評議会 Landesjustizkollegium は市裁判所に判決を宣告することを禁じ、代わってブラウエンの司法管区担当者が禁錮2か月という判決を下した。

被告人側はこの判決に不服を申し立て、この事案はライプツィヒ大学法学部に送られた。法学部はこの事件を審理し、10ターラーの罰金刑に軽減するという判決を宣告した⁽¹⁰⁹⁾。ブラウンらの有罪が覆らなかつたのは、第一に、被告人たちがプレス支援協会を創設することは「許されていない」、第二に、プレス犯罪に問われた者を支援するという協会規約1条と3条は「国家に敵対的な」内容を含むと法学部が認定したためであった。この2点に関しては、内務省側の主張が全面的に認められた。しかしその半面、自由刑から財産刑へと刑罰が軽減されたのは、内務省がギュンネルの規約案を前提に展開した主張、すなわち、同協会がドイツ・プレス支援協会と連携し、ドイツ・プレス支援協会の国事犯的な staatsverbrecherisch 目的を支援したことが間違いのない事実であるとは断定できないという理由に拠った。ドイツ・プレス支援協会への実際の支援や協力関係を示す証拠の発見は捜査段階で断念されていたことを考慮すれば、妥当な判断であった。そしてこの判断は、法学部がギュンネル案を単なる草稿とみなし、むしろその規約案の内容を裏づける証拠の有無を重視したことを意味した。したがってギュンネル案の効力をめぐっては、ブラウン側の主張が認められた。

(4) フォークトラント・プレス支援協会裁判にみる問題点

フォークトラント・プレス協会をめぐる裁判を総括する上で看過できないのが、係争当時のザクセンにはいまだ刑法も刑事訴訟法も未整備であったという事実である。というのも、ザクセン刑法典の制定は1838年、刑事訴訟規則の制定はさらに遅れて55年のことであったからである。

法典の編纂作業をはじめ、司法省の設置、裁判制度の整備など一連の司法制度改革が始まったのはようやく1831年のことである。31年6月の上訴

裁判所長官トイベルン C. H. F. v. Teubern による司法制度改革案、そして9月のザクセン憲法がその端緒である。33年2月9日のラント議会には、改革の骨子となる法案が提出された。司法官庁と行政官庁との間での権限紛争を規定する法案、司法案件に関する上級司法官庁と審級に関する法案、そして従来の特権的な裁判身分に関する法案の3つはラント議会での審議と修正を経て、35年1月に施行された⁽¹¹⁰⁾。したがって、フォークトランド・プレス支援協会をめぐる裁判は審級制度を含めた裁判制度の確立もままならない過渡期に行われたという面を持ち合わせていたのである。

次に、フォークトランド・プレス支援協会に対する搜索、刑事訴追はいかなる法的根拠に基づき可能であったのかという疑問が生ずる。まさにこの点を突いたのがブラウンら協会側であり、協会の創設や協会への加盟を禁じる法的根拠はないと主張した。しかし、内務省はプレス協会の創設は「許されていない」、「規約が国家に敵対的である」と主張し、最終的にはライプツィヒ大学法学部も内務省の主張を認めたが、その根拠は明示されていない。当時のザクセンでは、協会設立の自由を保障する条文は憲法にないが、同時に協会設立に関する明確なルール策定もなされていなかった。こうした現状を踏まえた上で、内務省および法学部が依拠したと考えられるのが、32年7月5日の同盟決議2条、すなわち、政治目的を有する協会の創設を禁じ、それに該当する協会の発起者ならびに参加者を処罰する旨を定めた規定である。しかしながら2条に即した国内ルールは未整備であった点、フォークトランド・プレス支援協会は32年6月14日に創設されているため、同盟決議2条が遡及的に同協会に適用された疑いが残るといふ点からは、ザクセン政府の焦燥感が窺い知れる。この事実は、当時のザクセンには罪刑法定主義がまだ根づいていないことを示すと同時に、いかにザクセン政府がフォークトランド・プレス支援協会の存在を危険視していたのかを明らかにした。

他方で、プレス犯罪に関わる法の整備は裁判終結後、急ピッチで進められた。まず36年命令が検閲をパスしなかったり検閲を免れたりしたものを印刷した者に対して懲役刑や罰金刑、営業禁止などを定め、この命令でもつ

て12年命令は効力を失った。また、38年に制定された刑法典⁽¹¹⁵⁾は「第2部 罪と罰について」でプレスが該当しうる犯罪を列挙する。第1章は「国事犯、国家反逆罪、国家の安寧を危険にさらすその他の行為」を規定し、81条は国家元首の個人的な安全ならびに統治権、国家の独立、国家制度に対する侵害を、82条はドイツ同盟の独立や体制に対する侵害をそれぞれ定め、いずれも死刑が科されている。86条の国家反逆罪は、ザクセン王国やドイツ同盟に反して戦争へと扇動した者、他国と通じ自国や軍隊を裏切った者は2年以上の第1級もしくは第2級の重懲役刑または終身重懲役刑に処する旨が規定されている。直接プレスに係る犯罪としては、第2章「国家元首およびその家族の人格に対する毀損」がある。97条以下では、国事犯以外で神聖な国家元首の人格を毀損した者は第1級の終身重懲役刑(97条)、国家元首の人格を脅かした者には1年の矯正施設刑から第2級の重懲役刑10年(98条)、国家元首に対する名誉毀損、その統治行為に対する名誉毀損は1月から3年の軽懲役刑または4年未満の矯正施設刑が(99条)、それぞれ科せられた。他にも、第9章「名誉毀損」の項目では、口頭か書面かの方法を問わず、相手の評価を下げる名誉毀損は6月未満の重懲役刑または6週間の重懲役刑を超えない限りにおいてはそれ相応の罰金刑の対象とされている(194条)。

フォークトランド・プレス支援協会への搜索とそれに続く裁判の検証を通して、ザクセン内務省が各省庁と連携して同協会を解散に追い込んだこと、裁判自体が司法制度未整備の中で展開したこと、そして何より、解散あるいは起訴の理由となった「協会の創設は許されていない」という法的根拠に関して疑問が残ることが明らかになった。従来はドイツ同盟の指示に受動的であったザクセン政府が今や主体的に協会の解散に及んだ点に、現体制を転覆させる危険な思想がドイツ・プレス支援協会を介してザクセンに普及することへの政府の恐れが見てとれる。

その一方で、被告人となって有罪判決を受けたブラウンらは、搜索や起訴のみならず解散命令、有罪判決を正当とする法的根拠の不明瞭さ、審理

がまだ書面で行われ公開制・口頭制が導入されていない現状などを踏まえると、およそ納得のゆく裁判ではなかった。この協会をめぐる裁判闘争から、ブラウンは後に政治家として取り組む課題をより一層クリアに認識し、その意欲を高めたと考えられる。つまり、ブラウンをして司法制度改革、とりわけ刑事訴訟手続の整備へと向かわせた原動力はまさしく、彼が関わった1830年代のプレスや協会活動にあったのである。

お わ り に

1833年以降ラント議会が召集されるようになると、プラウエンの自由主義者も他の地域の自由主義者と同様に、議会に新たな活動の場を見出した。ブラウンも例外ではなく36年、第二院議員としてのキャリアを開始した。他方でプレスや協会は存続したが、ドイツ同盟やザクセン政府による弾圧を免れるのは難しかった。つまり自由主義者たちは1830年代半ば以降、非合法的とみなされるリスクの高いプレスや協会から合法的な議会へと活動基盤を移したのである。このスイッチを可能にしたのが1820年代から30年代のブルシェンシャフトやプレス、協会での活動である。それらの活動は自由主義者にとって、ラント議会という次のステージへと進むための第一ステージであった。第一ステージは、自由主義思想を現実の政治や改革に生かす術を考え、憲法問題から農業、経済問題に至るまで社会の諸問題を議論し、そして組織を創り運営する力を磨くための場、政治家として必要な資質を培う重要な実践の場であった。ブラウンはこの第一ステージにおいて、プレスや結社の自由が侵害され、刑事訴訟手続が不備であるという問題に直面することで、第二ステージではこれらの問題を解決するための改革の続行を自ら担う勢力となった。

ブラウンを軸にフォークトランド、プラウエンの自由主義を検証する中で、次の2点が明らかになった。一点目は、プラウエンの自由主義者たちが徐々に「ジュスト・ミリュール」の自由主義の枠を打ち破りつつあるということである。確かに彼らもまた法に則った改革をベストの選択とはみな

すが、革命に一定の寛容さを示すようになった。この変化の背景には、1830年の各国での革命や蜂起によるインパクトに加え、彼ら自由主義者が期待を寄せていた国家主導での改革の停滞や後退への失望がある。しかし同時期にラント議会が設置されたことで、彼らのエネルギーは議会での活動に向けられ、彼ら自身が国家とともに改革を推進する勢力となることを望んだ。こうして自由主義者たちは改革を期待する立場から、改革を協働する立場へと変化を遂げた。そして彼らの革命へのこの寛容さは三月革命の布石となったといえよう。もう一点は、ザクセンの自由主義のバリエーションである。ザクセン有数の工業先進地帯であるフォークトランドでは経済市民層は教養市民層と並んで発言力を持ち、彼ら経済市民層の見解が制限選挙や国家の経済振興政策といった分野においても散見できる。当初はディスカウヤトットらとともに反政府勢力に属したブラウンであったが、1845/46年の議会では、同じフォークトランド出身で綿糸紡織工場を経営するゲオルギ R. Georgi (1802~69年) とともに右寄りに立った⁽¹⁵⁾。このように経済市民層が一定の存在感を持っていた点でラインブルジョワジーとの類似性が見られる。しかしこの問題については、ライン自由主義のみならず、ザクセンの他地域の自由主義との比較も含めての一層の検証と精査が必要であり、筆者の今後の課題である。

最後に、1820年代から30年代はドイツ同盟とザクセン王国の権力関係にも変化が見られた。ザクセンは従来、経済的、財政的な観点からプレスへの弾圧、検閲には慎重であった。また中央集権化を目指す改革の遅れから、20年代はプレスに関しても大学に関しても国家の統制は緩やかであった。それゆえザクセンでの自由主義をはじめとする反体制的な動きの弾圧は常に、ドイツ同盟のイニシアティブの下で展開した。しかし30年代になるとザクセン政府の対応は変化し、とりわけ自国の体制をも転覆させかねない勢力に対してはきわめて厳格な姿勢で挑んだ。それがドイツ・プレス支援協会との連携を疑われたフォークトランド・プレス支援協会をめぐる捜査と裁判闘争である。このような政府の硬化は自由主義者にとっては30年に始まる改革の停滞、後退と同一視され、自由主義的な改革の断行をめぐり

両者はラント議会で対立を深めることになった。検閲制度や刑法、刑事訴訟手続の整備に関する議会での攻防もその最たる例であった。ザクセン政府は30年代半ば以降、ドイツ同盟決議による要請という面もあるものの、積極的かつ自律的にプレス法の整備を進め、36年命令は同盟プレス法の基準を上回る厳しい検閲基準を導入するに至った。いまやザクセンは「検閲の優等生」となったのである。

プレス犯罪が明確化されプレスが自由が後退していく中でどのような犯罪や裁判が行われたのか、自由主義者たちはこの現状にいかにか立ち向かったのか、そして法律や命令に登場しない協会の設立の自由、すなわち結社の自由は三月前期にいかにか扱われたのかなど、本稿で検討できなかった問題については、別稿を期すこととしたい。

注

- (1) H. Schlechte(Hrsg.), Die Staatsreform in Kursachsen 1762-1763: Quellen zum kursächsischen Rétablissement nach dem siebenjährigen Kriege, Berlin 1958, S. 12.
- (2) ドイツの自由主義をイギリスやフランス、(ドイツ同盟国ではあるが) オーストリアなどと国際的に比較したランゲヴィーシェ D. Langewiesche による研究はドイツの自由主義の特徴を明らかにする上できわめて有益である。D. Langewiesche (Hrsg.), Liberalismus im 19. Jahrhundert: Deutschland im europäischen Vergleich, Göttingen 1988. しかしながらこの研究でもザクセンなど中部ドイツに関する言及は残念ながら見られない。
- (3) K. H. Pohl, Liberalismus und Bürgertum 1880-1918, in: L. Gall (Hrsg.), Bürgertum und bürgerlich-liberale Bewegung in Mitteleuropa seit dem 18. Jahrhundert, München 1997, S. 231-292, hier S. 287. ポールの論文を含め同書に所収された論文の多くは研究動向の紹介と「自由主義と市民層」の理論分析に紙面の大半を割いている。三月前期のザクセンを対象にした研究としては、ラント議会における「反対派」という観点から自由主義者を政治史の中で扱った S. Schmidt, Die Entwicklung der politische Opposition im Königreich Sachsen zwischen 1830 und 1848, Dresden 2005, 自由主義思想が新聞や雑誌などの中でどのように展開したのかを考察

し、自由主義とプレスとの関係を解明しようとした V. Knüpfer, *Presse und Liberalismus in Sachsen: Positionen der bürgerlichen Presse im frühen 19. Jahrhundert*, Böhlau 1996 がある。

- (4) 『ドイツ総伝記事典 Allgemeine Deutsche Biographie』では、刑事訴訟手続における公開制と口頭制の導入に尽力したこと、三月革命後首相に就任するも十分な成果を上げられなかったことが記述されるにとどまっている。H. T. Flathe, „Braun, Karl“, in: *Allgemeine Deutsche Biographie*. Bd. 3, Berlin 1967, S. 269. 他方、『ザクセン伝記事典 Sächsische Biografie』では、故郷でプレスや協会活動に参加したことについて言及され、加えてラント議会第二院議員としての経歴が詳しく説明されている。H. T. Flathe, „Braun, Karl“, in: *Allgemeine Deutsche Biographie*. Bd. 3, Berlin 1967, S. 269. J. Matzerath „Braun, Alexander Karl Hermann“, in: *Sächsische Biografie* (<http://saebi.isgv.de/>).
- (5) Y. Biedermann, *Karl Braun (1807-1868): Leben und Werk*, Hamburg, 2008, S. 1f.
- (6) Y. Biedermann, *Karl Braun*, S. 1f.
- (7) J. Vötsch, Die „sächsische Frage“ auf dem Wiener Kongress 1814/15, in: G. Martin, J. Vötsch und P. Wiegand (Hrsg.), *200 Jahre Königreich Sachsen: Beiträge zur sächsischen Geschichte im napoleonischen Zeitalter*, Beucha 2008, S. 169-184.
- (8) E. R. Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte*. Bd. 2, Stuttgart 1960, S. 77 ff.
- (9) H. Schlechte, *Die Staatsreform in Kursachsen*, S. 12.
- (10) G. Schmidt, *Die Staatsreform in Sachsen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhundert*, Weimar 1966, S. 99 ff.
- (11) 的場かおり「ザクセンにおける立憲化と『プレス自由』(1)」『名古屋短期大学紀要』47号, 2009年, 152頁参照。
- (12) ザクセンの書籍業発展の背景については、的場「ザクセンにおける立憲化と『プレス自由』(1)」前掲, 152～153頁参照。
- (13) G. Schmidt, *Die Staatsreform in Sachsen*, S. 95 und R. Wittmann, *Buchmarkt und Lektüre im 18. und 19. Jahrhundert*, Tübingen 1982, S. 97.
- (14) カールスバートの決議については、E. R. Huber, *Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte*. Bd. 1, Stuttgart, Berlin, Köln und Mainz, 1978, S. 101-105 を参照せよ。
- (15) 1830年代のプレス法制の変遷については、的場「ザクセンにおける立

- 憲化と『プレスと自由』(1)前掲, 同「ザクセンにおける立憲化と『プレスと自由』(2)」『名古屋短期大学紀要』49号, 2011年を参照。
- (16) ライプツィヒ大学史に関しては, F. Häuser, E. Bünz, M. Rudersdorf und D. Döring (Hrsg.), *Geschichte der Universität Leipzig, 1409-2009, Bd. 1 Spätes Mittelalter und Frühe Neuzeit 1409-1830/31*, Leipzig 2009 und H. Zwahr und J. Blecher (Hrsg.), *Geschichte der Universität Leipzig 1409-2009. Bd. 2 Das neunzehnte Jahrhundert 1830/31-1909*, Leipzig 2010 を参照。法学部の通史は, B.-R. Kern, *Die Geschichte der Leipziger Juristenfakultät*, in: Sachsen, Staatsministerium der Justiz (Hrsg.), Leipzig, *Stadt der Rechtsprechung: Prozesse, Personen, Gebäude*, Dresden 1994, S. 53-84 に詳しい。ブラウンの在籍期間を含んだ1822年から1832年における各学部の学生登録者数ならびに外国人登録者の割合については, *Mitteilungen des Statistischen Vereins für das Königreich Sachsen. Dritte Lieferung*, Leipzig 1833, S. 22 を参照せよ。法学部の場合, 150人から160人の学生のうち国外出身者がおよそ3分の1を占めていた。Ebd.
- (17) K. D. Eichler, U. J. Schneider (Hrsg.), *Zur Alltagsgeschichte der Philosophie in Leipzig*, Leipzig 2004, S. 32f. 寄稿者の大半はザクセン出身者であり, 出版にはザクセン選帝侯からの保護と財政的援助があった。Ebd., S. 32. 以上のことから『*學術論叢*』はザクセンの学問とプレスの水準の高さを諸外国に発信するツールでもあった。
- (18) 浅岡泰子『*ライプツィヒ〜あるドイツ市民都市の肖像*』鳥影社, 2006年, 49頁。
- (19) ライプツィヒ大学の各教授については「*Professorenkatalog der Universität Leipzig*」<http://www.uni-leipzig.de/unigeschichte/professorenkatalog/leipzig> を, 同大学の開講科目については「*Historische Vorlesungsverzeichnisse der Universität Leipzig*」<http://histvv.uni-leipzig.de> をそれぞれ参照せよ。
- (20) M. Wießner, *Die Journalgesellschaft. Eine Leipziger Lesegesellschaft um 1800*, in: *Leipziger Jahrbuch zur Buchgeschichte 2004*, S. 103-175.
- (21) 読書協会の多くは高い会費を徴収したため, 労働者や農民に開かれた存在ではなかった。しかし19世紀に入り貸出図書館が設置されるようになると, 下層民へも門戸が開放されるようになった。戸叶勝也『*ドイツ出版の社会史*』三修社, 1992年, 136~143頁。読者層拡大の背景には, 18世紀から19世紀初頭にかけてドイツ各国で初等教育制度が整備されたことによる識字率の向上があった。この読書革命は, ドイツ語を用いた

非宗教的・世俗的な書物の出版にシフトしていたライプツィヒの書籍出版業を一層発展させる一因になった。ライプツィヒにおける読書協会の詳細については、P. Ufer, *Kommunikationsbedingungen und Entwicklungsprozesse der Leipziger Presse zwischen 1790 und der Wende zum 19. Jahrhundert*, in: *Diskurs, Leipziger Hefte für Kommunikationsforschung und Journalistik* 1, Leipzig 1990, S. 117-121, hier S. 120.

- (22) A. F. Berner, *Die Strafgesetzgebung in Deutschland vom Jahre 1751 bis zur Gegenwart*, Aalen 1978, S. 92 ff. ティットマンは刑事訴訟手続を除いた刑法部分を、エアハルトは総則を起草したが、1813年のエアハルトの死によって作業は中断した。編纂作業は15年に設置されたティットマンを長とする委員会に任されるが、度重なる修正や主要メンバーの病気や死亡によって作業は停滞する。その後31年に始まる司法改革の一つとして民法典と刑法典の編纂が公約されたことで、ようやく38年の刑法典編纂が実現する。Ebd., S. 93 f. エアハルトとティットマンのライプツィヒ大学での関係については、高橋直人「意思の自由と裁判官の恣意—ドイツ近代刑法成立史の再検討のために—」『立命館法学』307号、2006年、30～33頁、同「近代ドイツの法学教育と『学びのプラン (Studienplan)』—刑事法史研究との関連を意識しつつ—」『立命館法学』331号、2010年、21～23頁を参照。
- (23) 同協会は、リベラルな政治新聞『祖国 Vaterland』や『全ドイツの法学者のための法辞典 *Rechtslexicon für Juristen aller deutschen Staaten*』で有名な法学者ヴァイスケ J. Weiske (1801～1877年)、イエナ大学や上級控訴裁判所で活躍したカールと旺盛な執筆活動で知られるグスタフのハイムバッハ兄弟 (K. W. E. Heimbach 1803～1865年/G. E. Heimbach 1810～1851年) などを輩出している。A. R. v. Eisenhart, „Weiske, Julius“, in: *Allgemeine Deutsche Biographie*. Bd. 41, Berlin 1971, S. 552, und A. Teichmann, „Heimbach, Karl Wilhelm Ernst“, „Heimbach, Gustav Ernst“, in: *Allgemeine Deutsche Biographie*. Bd. 11, Berlin 1969, S. 326 f.
- (24) K. Blaschke, *Vom Stadtbrief zum Reichgericht. Die Stadt Leipzig als Ort der Rechtsprechung*, in: *Sachsen, Staatsministerium der Justiz* (Hrsg.), Leipzig, *Stadt der Rechtsprechung: Prozesse, Personen, Gebäude*, Dresden 1994, S. 7-29, hier S. 12, 19.
- (25) 以下のクルークの経歴における史実の部分は、F. Holz, „Krug, Wilhelm Traugott“, in: *Neue Deutsche Biographie*. Bd. 13, Berlin 1982, S. 114 f. を参照。

- (26) 以下のペーリッツの経歴における史実の部分は、M. Friedrich, „Pölitz, Karl Heinrich Ludwig“, in: Neue Deutsche Biographie. Bd. 20, Berlin 2001, S. 562f. を参照。
- (27) G. Göhler, Liberalismus im 19. Jahrhundert-eine Einführung, in: B. Heidenreich (Hrsg.), Politische Theorien des 19. Jahrhunderts: Konservatismus, Liberalismus, Sozialismus, Berlin 2002, S. 211-228, hier S. 224f.
- (28) W. T. Krug, Geschichtliche Darstellung des Liberalismus alter und neuer Zeit : ein historischer Versuch, Leipzig 1823, S. 102ff. 同書は、名古屋大学附属図書館に所蔵されている。
- (29) 歴史学者ブランド H. Brandt はペーリッツを「妥協自由主義のイデオログの親玉」と評している。H. Brandt, Landständische Repräsentation im deutschen Vormärz. Politisches Denken im Einflußfeld des monarchischen Prinzips, Neuwied 1968, S. 214ff.
- (30) この功績を称えられたクルークは、騒乱後に選出された市参事会から名誉の酒杯を、ザクセン政府から騎士十字勲章を授与されている。W. Flügel, „Krug, Wilhelm Traugott“, in: Sächsische Biografie (<http://saebi.isgv.de/>) を参照せよ。
- (31) E. R. Huber, Dokumente. Bd. 1, S. 101f.
- (32) K. Blaschke, Die Universität Leipzig im Wandel vom Ancien Régime zum bürgerlichen Staat, in: K. Czok (Hrsg.), Wissenschafts- und Universitätsgeschichte in Sachsen im 18. und 19. Jahrhundert, Berlin 1987, S. 133-153, hier S. 137f. und H. Leonhardt, Die älteste Leipziger Burschenschaft, Paderborn 2012, S. 28f.
- (33) E. R. Huber, Dokumente. Bd. 1, S. 104f.
- (34) H. Leonhardt, Die älteste Leipziger Burschenschaft, S. 27.
- (35) ライプツィヒ到着間もない1824年5月、ブラウンは父に宛てた書簡で「ブルシェンシャフトに対する大規模な捜索が行われた」ことを報告している。Brief vom 29. 5. 1824 (Ms01323 Briefe aus den Nachlässen von Karl Braun und Karl Steinberger), in: Katalog der Handschriften der Universitäts-Bibliothek Leipzig. 現時点では、ブラウン自身がブルシェンシャフトに参加していたか否かを直接的に示す史料を確認できていない。しかし、ブルシェンシャフトへの捜査や裁判が大々的に実施された時期に同大学で学んでいることから、彼がブルシェンシャフトに無関心であったとは考えにくい。ブラウン在籍期間中のブルシェンシャフトをめぐる捜査や裁判については、H. Leonhardt, Die älteste Leipziger Burschen-

schaft, S. 56 ff.

- (36) 同決議5条に基づき、マインツ中央捜査委員会は同盟各国による捜査に対する指導権を有していた。全権委任委員やライプツィヒ大学の寛容で人道的な処分、そしてその処分を追認するザクセン政府の消極性はプロイセン、オーストリア両国の不満を買い、ザクセンに使者を派遣して捜索を駆り立てるほどであった。H. Leonhardt, *Die älteste Leipziger Burschenschaft*, S. 27, 29, 37 ff., 53.
- (37) 1821年のブルシェンシャフト大会とは、エアランゲン近郊の村シュトライトベルク Streitberg で開催された大会である。実際にはヴェルツブルク大学のブルシェンシャフトの呼び掛けに10大学が応じ、ライプツィヒからも参加者が送られていた。ザクセン国内でも捜索がその後1年以上も続き、ライプツィヒでは多くの逮捕者を出し、裁判は26年まで及んだ。シュトライトベルクでの大会の様子は H. Leonhardt, *Die älteste Leipziger Burschenschaft*, S. 43 f. を、ライプツィヒにおける捜索と裁判の経過については Ebd., S. 56 ff. をそれぞれ参照せよ。
- (38) 1825年3月21日には「秘密学生結社への参加者を公職から排除することに関する命令 Mandat, die Ausschließung der Teilnehmer an geheimen Studentenverbindung von öffentlichen Anstellungen betr.」が出され、秘密結社に関わった者は公職に就く権利を剥奪された。K. W. Merbeth, *Chronologisches Register über die sowol in dem Codex Augusteus als auch in der Gesetzsammlung für das Königreich Sachsen und in der an dieselbe sich anschließenden, bis mit Ende des Jahrs 1832 erschienenen Sammlung der Gesetze und Verordnungen, so wie in verschiedenen andern, die Königlich Sächsischen Gesetzgebung betreffenden Büchern und Schriften befindlichen Gesetze: nebst nachweisendem authentischen Commentar über viele dieser Gesetze und einem alphabetischen Verzeichnisse*, Leipzig 1834, S. 407.
- (39) 大学行政における学長の重要性について、クルークはすでに1819年の時点で言及していた。大学が不穏で無秩序となった原因は、裁判管区において平穏と秩序を維持する手段を大学長から奪ったことであると指摘する。それを踏まえ、「相応の手段がなければこの世で権威は作用しない」がゆえに、権威を担保する手段として裁判権が必要であることを説く。W. T. Krug, *Über deutsches Universitätswesen: mit Rücksicht auf Kotzebue's literarisches Wochenblatt und gewaltsamen Tod*, Leipzig 1819, S. 58 ff. つまり、10年代のクルークの大学観においてすでに、学生に対

する裁判権を手段として学長の権威を保持するという理念が見てとれる。この理念は、学長の権威を高めることで大学を統率する、すなわち学長を頂点に据えたヒエラルキーの構築を目指す30年代の彼の大学改革に通ずるものであろう。

- (40) K. Blaschke, Die Universität Leipzig im Wandel, S. 139 ff. 1830年代以降、ライプツィヒ大学に対する警察の監視に関しては内務省の史料から確認できる。Sächsisches Staatsarchiv Hauptstaatsarchiv Dresden (SächsHStA DD), 10736; Ministerium des Innern, Nr. 10945 und 10955.
- (41) G. Schmidt, Staatsreform in Sachsen, S. 99 ff.
- (42) Y. Biedermann, Karl Braun, S. 17 f.
- (43) ザクセン王国憲法 Verfassungsurkunde für das Königreich Sachsen vom 4. September 1831 については、E. R. Huber, Dokumente. Bd. 1, S. 263-289 を参照。
- (44) Y. Biedermann, Karl Braun, S. 28 ff.
- (45) バイエルン、バーデン、ヴェルテンベルク、ヘッセン各国の憲法については、E. R. Huber, Dokumente. Bd. 1, S. 155-236, S. 238-262 を、ドイツ帝国憲法、いわゆるフランクフルト憲法については、Ebd., S. 375-396 を参照せよ。帝国憲法第6章「ドイツ国民の基本権」8節161条、162条は次のとおりである。
161条「ドイツ人は、平和的かつ武器を携帯せずに集会する権利を有する。そのための特別な許可はこれを必要としない。
屋外で開催される人民集会は、公の秩序および安寧にとって差し迫った危険がある場合には、これを禁止することができる。」
162条「ドイツ人は結社する権利を有する。この権利は、いかなる予防的措置によっても、これを制約してはならない。」
他にも、第1章「帝国」12節59条では、「帝国権力は、自由に結社し集会するという基本権によって保障された結社と集会の権利を侵害することなく、団体（アソツィアツィオン）制度 Associationswesen に関する帝国法を公布する権限を有する。」と規定されている。
- (46) 同命令の内容については、D. Westerkamp, Pressefreiheit und Zensur im Sachsen des Vormärz, Baden-Baden 1999, S. 26 ff. を参照。懲役、罰金、当該文書の没収、印刷許可の剥奪などの罰則が規定されており、1836年に確定的なプレス命令が出されるまで有効であった。Ebd., S. 27, 29.
- (47) 31年命令および31年通達は、D. Westerkamp, Pressefreiheit und

Zensur, S. 45 ff. を参照。

- (48) Gesetz- und Verordnungsblatt für das Königreich Sachsen, 1836, S. 278-293. 36年命令および通達の内容に関しては、的場「ザクセンにおける立憲化と『プレス自由』(2)」前掲, 32~34頁を参照。
- (49) 6月28日の同盟決議 (Bundesbeschuß über Maßregeln zur Aufrechthaltung der gesetzlichen Ordnung und Ruhe in Deutschland vom 28. Juni 1832.) については, E. R. Huber, Dokumente. Bd. 1, S. 132 f. を, 7月5日の同盟決議 (Die Zehn Artikel: Zweiter Bundesbeschloß, über Maßregeln zur Aufrechthaltung der gesetzlichen Ruhe und Ordnung im Deutschen Bunde vom 5. Juli 1832.) については, Ebd., S. 134 f. を参照。
- (50) ジーベンプファイファー J. Siebenpfeiffer やシューラー F. Schüler, ヴェルト G. A. Wirth が設立した同協会については, C. Foerster, Der Preß- und Vaterlandsverein im Rahmen des frühen politischen Vereinswesens, in: H. Reinalter (Hrsg.), Die Anfänge des Liberalismus und der Demokratie in Deutschland und Österreich 1830-1848/49, Frankfurt am Main 2002 を参照。
- (51) 同誌を自由主義的な雑誌の一つとして考察したのが V. Knüpfer, Presse und Liberalismus, S. 191 ff. である。
- (52) 33年12月25日号で「適切な時期が到来するまで」発行を見送るとされたが、その後復活することはなかった。後述するように、ザクセン政府による検閲や捜索に加え、プロイセン政府に代表されるようなドイツ同盟からの横やりが発行停止の原因であったことは否めない。たとえば、内務省史料からは、1832年5月末にザクセン政府がプロイセン政府より『フォークトランド誌』への対策を講じるように指示されていたことが確認できる。SächsHStA DD, 10736; Ministerium des Innern, Nr. 2011b, Bl. 60, 175.
- (53) たとえば「自由なプレスを支援するためのフォークトランド協会 Der Voigtländische Verein zur Unterstützung der freien Presse」の創設を伝える32年7月の記事, エルツ山地・フォークトランドの労働者の生活実態に関する33年4月の記事が原因で、同誌は捜査を受けている(32年7月の捜索については、本論第4章で詳述する)。また『フォークトランド誌』の他にも、リヒター K. E. Richter (1795~1863年) がツヴィッカウで発行していた週刊誌『Die Biene』や『Die Sonne』、『Unser Planet』など自由主義的なプレスに対して国家介入が頻繁に実施された。これらのプレスへの検閲や捜索、裁判の詳細については、SächsHStA DD,

- 10736; Ministerium des Innern, Nr. 2011a, 2011b, 2029, 2030, 279a und 279b.
- (54) 改革と革命に関する見解は, *Blätter aus dem Voigtlande*, 1832, 20. 4., S. 27, 4. 7., S. 214., 8. 8., S. 250 f.
- (55) デイスカウは1815年より, カンツは1820年と25年に, トットは1824年よりライプツィヒ大学法学部に在籍していることが確認できる。そのうちカンツとトットは, ブルシェンシャフトの活動を理由に大学を追われた経験を有している。デイスカウに関しては, T. Tonndorf, *Die sächsischen Abgeordneten der Frankfurter Vor- und Nationalversammlung*, Dresden 1993, S. 164 f. を, カンツについては Y. Biedermann, Karl Braun, S. 29 を, トットについては, K. Wippermann, „Todt, Karl Gotthelf“, in: *Allgemeine Deutsche Biographie*. Bd. 38, Leipzig 1894, S. 408-410, hier S. 408 をそれぞれ参照せよ。彼ら以外の大学修了者もライプツィヒ大学に学んだ可能性はきわめて高い。というのも, ザクセンにあったもう一つの大学であるヴァイッテンベルク大学がすでに1817年, ハレ大学に統合され消滅していたためである。ヴァイッテンベルク大学は1602年ザクセン選帝侯によって創立されたが, ウィーン会議でヴァイッテンベルクがプロイセンに割譲されたことにともない, 同国のハレ大学に統合された。
- (56) *Blätter aus dem Voigtlande*, 1832, 7. 3., S. 77 f.
- (57) *Blätter aus dem Voigtlande*, 1831, 5. 10., S. 217, 15. 6., S. 94., 12. 10., S. 226, 1832, 18. 1., S. 17 ff., 4. 7., S. 210, 15. 8., S. 264.
- (58) *Blätter aus dem Voigtlande*, 1831, 6. 7., S. 113 ff.
- (59) 自由主義史研究者のフェーレンバッハは, ライン地域の特徴として, 商人など経済市民層の発展が「ザクセンや南ドイツ諸ラントより」顕著である点を挙げている。E. Fehrenbach, *Bürgertum und Liberalismus. Die Umbruchperiode 1770-1815*, in: L. Gall (Hrsg.), *Bürgertum und bürgerlich-liberale Bewegung in Mitteleuropa seit dem 18. Jahrhundert*, München 1997, S. 1-62, hier S. 4. しかしこの見解は, 少なくともプラウエンの自由主義には経済市民層の影響が色濃く出ていることを鑑みれば, 再検証を行う必要があるろう。
- (60) 32年3月の隷農の解放と償却地代銀行の設立, 34年以降導入された土地分割の制限などが改革の成果である。他国に遅れをとった改革の開始であったが, 先行した西南ドイツで土地分割が誘発した弊害などを学べたことで, ザクセンは効率的に改革を推進しえたとの評価もある。Albert Prinz von Sachsen Herzog zu Sachsen, Königreich Sachsen, Marien-

burg 2007, S. 46 ff.

- (61) Blätter aus dem Voigtlande, 1831, 11. 5., S. 55, 15. 5., S. 58, 1. 6., S. 78, 14. 6., S. 96, 20. 7., S. 129 ff., 24. 8., S. 173 f., 10. 8., S. 154, 7. 9., S. 188., 1832, 4. 4., S. 107 ff., 9. 5., S. 147 ff, 11. 7., S. 116 ff., 12. 9., S. 292 ff., 19. 12., S. 401, 1833, 6. 3., S. 80, 10. 4., S. 118 ff., 1. 5., S. 144, 8. 5., S. 152.
- (62) Blätter aus dem Voigtlande, 1831, 18. 5., S. 59 f., 15. 6., S. 92 ff., 28. 9., S. 209 ff., 5. 10., S. 217 f., 12. 10., S. 226 ff., 23. 11., S. 275 f., 28. 12., S. 316 f., 1833, 20. 3., S. 81 ff., 10. 4., S. 116 f., 20. 11., S. 385 f.
- (63) 国家への教育権の一元化については, Blätter aus dem Voigtlande, 1831, 10. 8., S. 153 ff., 1832, 28. 3., S. 102, 25. 4., S. 132 f., 23. 5., S. 164, 20. 6., S. 199, 4. 7., S. 215 f., 11. 7., S. 121 f., 1833, 20. 3., S. 81 ff., 10. 4., S. 116, 1833, 6. 3., S. 76 f., 22. 5., S. 161 f., の各号を参照せよ。
- (64) ザクセンの産業界・工業界が抱える課題を指摘する記事が早くも創刊号から掲載されていることから, 経済市民層の利益や見解が『フォークトランド誌』で一定の地位を得ていることは明らかである。Blätter aus dem Voigtlande, 30. 3., S. 3 ff. 1820年代のザクセン政府は産業博覧会を開催したり, アメリカ大陸への輸出振興を目的にエルベ=西インド商事会社 Elbe-Westindische-Handelskompagnie を設立したりするなどの政策を打ち出すも, いずれも大した成果を上げられずにいた。枢密顧問官リンデナウの提唱により1828年に設立された「中部ドイツ通商同盟」もプロイセン主導の関税同盟との関係から孤立し, 30年のフランスやベルギー, ポーランドの政治的混乱はザクセン経済にさらなる打撃を与えた。この窮状を打開するため, ザクセンは31年以降プロイセンとの交渉を開始し, 34年ドイツ関税同盟への加入を決断した。Albert Prinz von Sachsen Herzog zu Sachsen, Königreich Sachsen, S. 48 ff. 特にドイツ関税同盟への加入を求める同誌の見解については, Blätter aus dem Voigtlande, 1831, 30. 3., S. 3 ff., 6. 4., S. 10 ff., 13. 4., S. 17 ff. において確認できる。
- (65) 高橋直人「刑事プラクティクム (Criminalpracticum) の誕生—19世紀前半のドイツにおける法学教育と刑事弁護—」『立命館法学』333・334号, 2010年, 825~827頁参照。
- (66) T. Holzborn, Die Geschichte der Gesetzespublikation—insbesondere von den Anfängen des Buchdrucks um 1450 bis zur Einführung von Gesetzesblättern im 19. Jahrhundert, Berlin 2003, S. 40 f., 80 ff. 1572年4月21日の選帝侯アウグストによる諸規約は4部から構成され, 刑事・民事に関する

- る訴訟手続、刑罰の執行方法、そして各犯罪に関する従来の命令の整理などが規定されている。K. W. Merbeth, Chronologisches Register, S. 8f.
- (67) 第3章「臣民の一般的な権利と義務」では、人格の自由ならびに所有権の保障が明文化されている(27条)。司法に関するより詳細な権利、すなわち、通常の裁判を受けることを妨げられない(48条)、法的根拠のない訴追や逮捕、処罰は行われぬ(51条)、裁判所は理由を添えて決定を下さねばならない(46条)、そして法の前の平等が司法においても貫徹され特権的な裁判は廃止される(55条)ことなどは、第5章「司法」が規定している。ザクセン憲法の各条文については、E. R. Huber, Dokumente. Bd. I, S. 263-289を参照。
- (68) ブラウンは活動の場を第二院に移した後も刑事訴訟手続の整備に積極的に取り組んだ。先進的な刑事訴訟制度を学ぶために、1844年6月からフランス、ラインラント、オランダ、ベルギーを視察し、その成果を著作『フランスとオランダの立法に倣い、検察を備えた公開制・口頭制による刑事手続の要点』にまとめている。彼はこの著書の中で、1842/43年のラント議会に提出された政府案が「従来どおりの書面主義と秘密主義の原則に基づいた」内容であったことを批判し、それゆえに先進的な海外の制度を学ぶ必要性があったことを記している。K. Braun, Hauptstücke des öffentlich-mündlichen Straf-Verfahrens mit Staatsanwaltschaft nach französischer und holländischer Gesetzgebung: Rechenschaftsbericht über meine Reise im Sommer 1844, Leipzig 1845, S. 1f. この政府案は第一院を通過するも、公開制と口頭制を要求する第二院で否決され、政府は最終的にこの法案を撤回するという経過を辿った。ラント議会での否決以降、刑事訴訟規則起草のための委員会にその作業が任せられることとなった。F. O. Schwarze, Kommentar zur Strafprozessordnung des Königreichs Sachsen vom 11. August 1855, Leipzig 1997, S. 6. ブラウンの努力が実を結ぶのは10年後の55年8月11日、450条からなる刑事訴訟規則 *Strafproceßordnung für das Königreich Sachsen* が公布されたときであった。この規則については、*Gesetz- und Verordnungsblatt für das Königreich Sachsen vom Jahre 1855*, S. 319-482を参照。
- (69) フランス七月革命に触発され、11月にはワルシャワでもポーランド人将校による蜂起が勃発した。彼ら蜂起者に後押しされた国民代表議会は満場一致でニコライ1世の廃位を決議したが、この決議がロシアにポーランド制圧の大義名分を与える結果となった。なぜならば、ロシア帝国とポーランド王国との同君連合はウィーン議定書1条での決定事項であ

る以上、その君主の廃位を決議するという国民代表議会の行為は明白な議定書違反とみなされたからである。ロシアは軍事力を用いて、憲法ならびに国民代表議会の廃止、ポーランド軍の解散、ワルシャワ大学とヴィルノ大学、そして図書館の閉鎖、学術的な結社や集会の解散、蜂起関係者の死刑もしくは追放刑を断行したため、亡命を余儀なくされたポーランド人が続出した。11月蜂起前後のポーランド史に関しては、伊東孝之・井内敏夫・中井和夫編『ポーランド・ウクライナ・バルト史』山川出版社、1998年、185～200頁、イェジ・ルコフスキ／フベルト・ザヴァツキ著、河野肇訳『ポーランドの歴史』創土社、2007年、162～199頁参照。

- (70) R. Jenak, *Das Königreich Sachsen und das Herzogtum Warschau*, in: G. Martin, J. Vötsch und P. Wiegand (Hrsg.), *200 Jahre Königreich Sachsen: Beiträge zur sächsischen Geschichte im napoleonischen Zeitalter*, Beucha 2008, S. 123-136.
- (71) 1815年6月8日のウィーン議定書では、「第1部 ポーランド(1条～14条)」において、ロシア、オーストリア、プロイセン三国によるポーランドの分割が規定されている。J. L. Klüber, *Acten des Wiener Congresses, in den Jahren 1814 und 1815*, Bd. 6, Erlangen 1836, S. 3-97. フランス語で記された同議定書をドイツ語訳したものは、<http://www.staatsvertraege.de/> で確認できる。
- (72) 1815年11月17日ロシア皇帝アレクサンドル1世によって公布されたこの憲法は、1791年5月3日のポーランド・リトアニア共和国憲法やナポレオンによるワルシャワ公国憲法を範とした自由主義的なものであった。同法では、人格的自由、市民的諸権利、言論や信教の自由、移転の自由、法の前の平等などが明記されたが、同時に、副王もしくは総督をワルシャワに置くこと、外交や軍隊はロシアの管轄下にあること、拒否権の発動を含む最終決定権がロシア皇帝にあることが前提とされた。伊東、前掲書、189～191頁参照。
- (73) G. W. Strobel, *Die liberale deutsche Polenfreundschaft und die Erneuerungsbewegung Deutschlands*, in: P. Ehlen (Hrsg.), *Der polnische Freiheitskampf 1830/31 und die liberale deutsche Polenfreundschaft*, München 1982, S. 31-47.
- (74) ポーランド支援組織の性質の変化については、M. Gärtner, *Die liberale deutsche Polenfreundschaft 1830-32*, in: U. Zwiener (Hrsg.), *Verantwortung für Natur und Gesellschaft: humanistische Tradition und europäische Zukunft: ausgewählte Beiträge des I. Internationalen Studenten-*

und Hochschullehrerseminars des Collegium Europaeum Jenense, Jena und Erlangen 1991, S. 83-104, hier S. 87, 89 ならびに D. Langewiesche, **Humanitäre Massenbewegung und politisches Bekenntnis: Polenbegeisterung in Süddeutschland 1830-1832**, in: D. Beyrau (Hrsg.), **Blick zurück ohne Zorn**, Tübingen 1999, S. 11-37 を参照。

- (75) H. Asmus, **Zu den Reiserouten, die von den polnischen Novemberaufständischen bei ihren Zügen durch die deutschen Staaten in das westeuropäische Exil eingeschlagen wurden (1831-1833)**, in: H. Lemke (Hrsg.) **Die deutsche Polenfreundschaft in den dreißiger Jahren des 19. Jahrhunderts**, Leipzig 1982, S. 90 ff. によれば、第一に、プロイセン北東部からザクセン、チューリンゲン、そしてヘッセンを経由しフランスに入る北ルート、第二に、オーストリアからバイエルン、ヴュルテンベルク、バーデンを経由しフランスに入る南ルート、そして最後は、プロイセン・シュレージエンからオーストリア・バーメン、そしてザクセンへと至り、そこで北ルートもしくは南ルートへ入る中央ルートの3つがあり、これら3ルートはいずれもザクセンを経由することからもザクセンの地政的重要性は明らかである。ポーランド人支援のための協会はドレスデン、ライプツィヒ、プラウエン、バウツェン、アルテンブルクといった主要都市に設立された。
- (76) ザクセン国内のポーランド問題に対する反応については、H. Bleiber und J. Kosim (Hrsg.), **Dokumente zur Geschichte der deutsch-polnischen Freundschaft 1830-1832**, Berlin 1982, S. LX ff.
- (77) H. Heine, **Französische Zustände. Vorrede.** in: O. F. Lachmann (Hrsg.), **Sämtliche Werke in vier Bänden. Bd. 4**, Leipzig 1887, S. 10 f. プロイセン、オーストリアが統治した旧ポーランド領の状況については、ルコフスキ／ザヴァツキ、前掲書、183, 184頁を参照。
- (78) 「無冠のポーランド国王」アダム公が率いるオテル・ランペール派はパリに拠点を定め、フランスの立憲君主制を範としてポーランドの復活とスラブ諸民族の覚醒を唱えた。この一派はその後フランスの対外政策にも協力するなど、フランス内外で大きな影響力をもつようになった。他方、フランスの反政府的な共和主義に共鳴する亡命グループも組織され、彼らはイギリスのチャーティスト運動やマッツィーニの青年ヨーロッパ運動、サン＝シモン主義との連携を深めた。伊東、前掲書、198～200頁。急進化するポーランド人亡命者を支援するドイツ各地の協会は「フランスのプロパガンダの支店」と呼ばれ、各国政府によってマークされ

- た。H. Bleiber und J. Kosim, Dokumente zur Geschichte der deutsch-polnischen Freundschaft, S. LXI.
- (79) ザクセンの警察当局によるポーランド移民に対する監視については、**SächsHStADD**, 10736; Ministerium des Innern, Nr. 10945, 10955, 10956, 10958 und 00242a~00242o.
- (80) A. C. Pape, Der polnische Novembereufstand und die Reaktion in Deutschland: Polenfreundschaft als Ausdruck liberaler Ideen und Hilfsbereitschaft, Norderstedt 2009, S. 9f.
- (81) G. Schmidt, Sachsen und die polnischen Emigranten 1831-1864, in: Jahrbuch für Geschichte der sozialistischen Länder Europas, Bd. 22/2, Berlin 1978, S. 43-59, hier S. 46 und Y. Biedermann, Karl Braun, S. 37.
- (82) 理事会メンバーについては、**Blätter aus dem Voigtlande**, 1833, 23. 1., Anhang.
- (83) ミュンヘンの『**Deutsche Tribüne**』(31年7月1日~32年3月21日), フライブルクの『**Der Freisinnige**』(32年3月1日~7月25日), バーデンの『**Der Wächter am Rhein**』(32年4月1日~7月26日)などはポーランド支援の姿勢を前面に打ち出していた。ポーランド支援者たちはポーランド人との「コミュニケーション手段」や「合法的な手段」として、新聞をはじめとするプレスを意識的に利用した。G. Brudzyńska-Němec, Polenbegeisterung in Deutschland nach 1830, **Europäische Geschichte Online** (<http://www.ieg-ego.eu/de>), 2010.
- (84) **Blätter aus dem Voigtlande**, 1832, 29. 2., S. 66.
- (85) H. Bleiber und J. Kosim, Dokumente zur Geschichte der deutsch-polnischen Freundschaft, S. XLIV. und E. Kolb, Polenbild und Polenfreundschaft der deutschen Frühliberalen. Zu Motivation und Funktion außenpolitischer Parteinahme im Vormärz, in: **Saeculum** 26, 1975, S. 113 ff.
- (86) 「革命の擁護者ではない」と断った上ではあるが⁸⁾, 『**フォークトランド誌**』はベルギー革命を容認した。**Blätter aus dem Voigtlande**, 1831, 14. 12., S. 297 ff., 28. 12., S. 313 ff.
- (87) R. Muhs, Zwischen Staatsreform und politischem Protest. Liberalismus in Sachsen zur Zeit des Hambacher Festes, in: **Liberalismus in der Gesellschaft des Deutschen Vormärz**, Göttingen 1983, S. 234.
- (88) フォークトランド・プレス支援協会創設の前月の5月には、ザクセン政府はプロイセン政府から『**フォークトランド誌**』対策を強めるよう、要請を受けている。またこの時期にはすでに『**フォークトランド誌**』に

限らず、自由主義的で反政府的とみなされたプレスへの統制は始まっていた。SächsHStA DD, 10736; Ministerium des Innern, Nr. 2011a, 2011b, 2029, 2030, 279a und 279b.

- (89) ドイツ同盟規約におけるプレスに関する自由については、的場かおり「近代ドイツにおけるプレスに関する自由の成立とその展開（下）」『阪大法学』56巻2号、2006年、392～402頁参照。
- (90) ポーランド支援では中核を担ったバイエルンであったが、プレス支援協会に関しては政府は32年3月、憲法は公民が許可なく政治的な結社に入ることまでを認めていないとの理由に基づき、同協会への入会をいち早く禁じた。W. Herzberg, *Das Hambacher Fest*, Köln 1982, S. 67f. この様子から、ポーランド支援のための協会に対しての比較的柔軟な対応と比較して、各国政府は自国の体制を覆しかねない急進主義的な動きにはより敏感に反応した事実が浮かび上がる。
- (91) 以下の2つの規約案については、SächsHStA DD, 10736; Ministerium des Innern, Nr. 279a, Bl. 107 ff. あるいは SächsHStA DD, Justizministerium. Nr. 28, Bl. 12.
- (92) J. Müller, *Der Deutsche Bund 1815-1866*, München 2006, S. 15f.
- (93) *Blätter aus dem Voigtlande*, 18. 7., S. 225f.
- (94) 12年命令は宗教や良き習俗、公の平穏や秩序の維持などに反する、君主や宗教、外国に敵対的であるといった理由で禁じられたものを印刷、出版、販売した場合、懲役や罰金、当該文書の没収、印刷許可の剥奪などの処罰が科された。D. Westerkamp, *Pressefreiheit und Zensur*, S. 27f. また、同盟プレス法7条および9条がは同様に、出版や印刷が許可されるための条件を遵守しないプレス関係者に対して罰金刑や禁錮刑を定めていた。E. R. Huber, *Dokumente*. Bd. 1, S. 103
- (95) フォークトランド地方に27の支部が設立されている。SächsHStA DD, 10736; Ministerium des Innern, Nr. 279a, Bl. 11.
- (96) SächsHStA DD, 10736; Ministerium des Innern, Nr. 279a, Bl. 111.
- (97) SächsHStA DD, 10736; Ministerium des Innern, Nr. 2011b, Bl. 43 und 279a, Bl. 100 ff.
- (98) *Blätter aus dem Voigtlande*, 1832, 4. 7., S. 210f. フォークトランド・プレス支援協会の規約公表に先立ち掲載された「信条」では、ラント議会の一院制化、立法におけるラント議会の主導権の確立、官僚組織の縮小、法の前での平等とプレスに関する自由の保障、政治的結社の許可、陪審裁判と審理の公開制・口頭制の導入、領主裁判権の廃止などが掲げられていた。

『フォークトランド誌』は「信条」とフォークトランド・プレス支援協会との関連性を明らかにしていないが、国家当局はこの「信条」が「プレス支援協会の信条」であるとの確信を持って、同誌への検閲と捜査に踏み切った。SächsHStA DD, 10736; Ministerium des Innern, Nr. 2011b, Bl. 43.

- (99) 国家内務管理局は内務行政を担当する中級官庁として1831年から35年まで設置された組織であり、内務省の指揮下に置かれた。35年5月には国家内務管理局の職務は郡管理局 Kreisdirektion に引き継がれた。SächsHStA DD, 10745; Landesdirektion und G. Schmidt, Die Anfänge des Justizministeriums im Königreich Sachsen 1831 bis 1847, in: Sachsen, Staatsministerium der Justiz (Hrsg.), Justiz in Sachsen: Prozesse, Personen, Gebäude, Dresden 1994, S. 7.
- (100) SächsHStA DD, 10079; Landesregierung. Loc. 31680, Der Preßverein im Vogtland 1832-1835, Bl. 8.
- (101) SächsHStA DD, 10736; Ministerium des Innern, Nr. 279a, Bl. 103, 119.
- (102) しかしながら捜査では、ギュンネル案の内容を裏づける証拠、つまりフォークトランド・プレス支援協会とドイツ・プレス支援協会との実際の連携を示す証拠の発見には至らなかった。SächsHStA DD, 10736; Ministerium des Innern, Nr. 279a, Bl. 103 und SächsHStA DD, Justizministerium. Nr. 28, Bl. 37 ff.
- (103) ブラウンら被告人側は32年8月末から10月にかけて、ブラウエン市参事会、国家内務管理局、司法省などに異議申立てを行った。以下の争点の内容に関しては、SächsHStA DD, Justizministerium. Nr. 28, Bl. 2 ff. あるいは、SächsHStA DD, 10079; Landesregierung. Loc. 31680, Der Preßverein im Vogtland 1832-1835, Bl. 8 f.
- (104) ドイツ同盟規約に関しては、E. R. Huber, Dokumente. Bd. 1, S. 84-90. 各国のプレス法制に対してドイツ同盟規約18条dがもつ意味や関係性については、的場かおり「近代ドイツにおけるプレスの自由の成立とその展開(下)」『阪大法学』56巻2号, 2006年, 391~419を参照。
- (105) プレスの自由や検閲に関するバーデン自由主義者の見解については、C. v. Rotteck und C. Welcker, Staats-Lexikon, 13. Bd., S. 331-388. ならびに Staats-Lexikon, 3. Bd., S. 329-366. あるいは E. R. Huber, Verfassungsgeschichte. Bd. 2, S. 41 f. をそれぞれ参照せよ。バーデンでは1831年、検閲を廃止する法律がロテックやヴェルカーら自由主義的なラント議会議員の努力で可決され、ドイツ同盟や周辺各国に大きな衝撃を与えた。E.

- R. Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 1, Stuttgart 1957, S. 602 und ders., Verfassungsgeschichte. Bd. 2, S. 43f. ブラウンらがプレスの自由の保障を明言する際にバーデンの例を出したのも、このようにラント議会主導でプレスの自由の保障が実現されていたからである。31年6月以降の『フォークトランド誌』でもバーデン自由主義者の成果は頻繁に取り上げられ、ザクセン改革のモデルとされた。Blätter aus dem Voigtlande, 1831, 6. 7., S. 118, 28. 9., S. 211, 14. 9., S. 193f., 1832, 21. 3., S. 95f.
- (106) SächsHStA DD, Justizministerium. Nr. 28, Bl. 13f.
- (107) SächsHStA DD, Justizministerium. Nr. 28, Bl. 18f.
- (108) ハウスナーが1833年ラント議会選挙で勝利を収めた際には、『フォークトランド誌』は「常に市民と農民の利害に配慮しいかなる不正にも立ち向かう」人物と称えていることから、ハウスナーと自由主義的なプレスや各種協会との良好な関係が見てとれる。Blätter aus dem Voigtlande, 1833, 16. 1., S. 18. しかし、都市裁判所は1832年2月2日の一般都市条令によって改革の対象となり、特に人事面などで市参事会と司法省による監督が強化されていた。Verordnung, das Verfahren bei Einführung der allgemeinen Städteordnung und Errichtung der örtlichen Statuten betreffend, vom 2. Februar 1832 und Allgemeine Städteordnung für das Königreich Sachsen, in: A. Müller (Hrsg.), Archiv für die neueste Gesetzgebung aller deutschen Staaten. 2. Band, Mainz 1832, S. 503-633. それにもかかわらず仲間であるハウスナーが裁判官を継続しえた理由は不明瞭であり、この点については司法省がもつ都市裁判所への人事権限も含めて今後精査しなければならない。
- (109) SächsHStA DD, 10079; Landesregierung. Loc. 31680, Der Preßverein im Vogtland 1832-1835, Bl. 71 ff.; SächsHStA DD, Justizministerium Nr. 28, Bl. 41 ff.
- (110) G. Schmidt, Die Anfänge des Justizministeriums, S. 16ff.
- (111) 確かにザクセン憲法89条では、同盟の決議が国内法によって遂行されねばならない場合、議会の同意がなくとも国王が公布することで決議が効力をもつと規定されていた。したがって7月5日の同盟決議も89条にしたがえば国内のルールが未整備でも有効であるとも考えることもできる。しかしこの点についても裁判では明確にされていない。
- (112) 的場「ザクセンにおける立憲化と『プレス自由』(2)」前掲, 33～34頁参照。
- (113) Criminalgesetzbuch für das Königreich Sachsen vom 30. 3. 1838, in:

Gesetz- und Verordnungsblatt für das Königreich Sachsen 1837/38, S. 411 f.

- (114) ラント議会各議院議員の選出方法については、的場「ザクセンにおける立憲化と『プレス自由』(2)」前掲, 29頁参照。33年以降の第二院議員のうち, 市民層出身議員の職業を見ると, 法律家と経済市民層(工場主と商人)の数がほぼ拮抗している。同, 38頁参照。ただし市民層出身議員の数は, 全体の約3分の2を占める土地所有者議員の数には遠く及ばなかったことはいうまでもない。
- (115) S. Schmidt, Die Entwicklung der politische Opposition, S. 103. ブラウンは, 三月内閣では財務大臣を務めることになるゲオルジとともにブルジョワジーの利益のために尽くし, その姿勢は「大ブルジョワ的貴族主義的 großbürgerlich- aristokratisch」とも評される。Ebd., S. 42f. 彼らとともに同じ右派寄りの勢力を形成した人物に, ライツィヒで出版社を営む大商人ブロックハウス H. Brockhaus (1804~74年) もいた。Ebd., S. 85f., 103. 法律家であるブラウンがなぜ経済市民層の利害に共感したのかは今後の検討課題である。